

福井県病害虫総合防除計画

令和6年3月
福井県

目 次

1	<u>計画策定の趣旨と位置付け</u>	1
	（別表1）本計画で定める総合防除が必要な指定病害虫一覧	2
2	<u>指定病害虫の総合防除の実施に関する基本的な事項</u>	3
	（1）福井県における総合防除の考え方	3
	（2）本計画の見直しについて	3
3	<u>指定病害虫の種類ごとの総合防除の内容</u>	4
	（1）全作物、全病害虫の共通事項(総論)	4
	（2）指定病害虫の種類ごとの総合防除	6
	① 普通作物	6
	② 果樹	15
	③ 野菜	20
	④ 花き類	36
	⑤ 作物共通	38
4	<u>農林水産大臣が指示する指定病害虫の異常発生時防除の内容及び実施体制に関する事項</u>	41
	（1）異常発生時防除とは	41
	（2）「異常発生時」の基準(国指針第5第2項)	41
	（3）「異常発生時」防除の内容	41
	（4）実施体制(各機関の役割)	43
5	<u>指定病害虫の防除に係る指導体制並びに市町や農業者の組織する団体等との連携に関する事項</u>	44
	（1）実施体制	44
	（2）各機関の役割	44
6	<u>その他必要な事項</u>	45
	（1）農薬適正使用の普及推進	45
	（2）無人航空機による防除	53
	（3）その他参考資料	54

1 計画策定の趣旨と位置付け

近年、温暖化等による気候変動、人やモノの国境を越えた移動の増加等に伴い、有害動植物の侵入・まん延リスクが高まっている。他方、化学農薬の低減等による環境負荷低減が国際的な課題となっていることに加え、国内では化学農薬に依存した防除により薬剤抵抗性が発達した有害動植物が発生するなど、発生予防を含めた防除の普及等を図っていくことが急務となっている。

このような状況を踏まえ、国ではこれらに対応して植物防疫を的確に実施するため、植物防疫法(昭和25年法律第151号。以下「法」という。)の一部を改正する法律が令和4年5月2日に公布(令和5年4月1日施行)された。

併せて、国では持続可能な食料システムの構築に向け令和3年にみどりの食料システム戦略を策定し、本県においても県内17市町と連名で令和5年3月に「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」第16条第1項に基づく「福井県農林漁業における環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画」を公表し、2030年までの化学合成農薬の使用回数の削減等の目標を掲げている。

今回の法改正においては、国が指定有害動植物の総合防除を推進するための基本的な事項「総合防除基本指針(以下「国指針」という。)」を新たに定め、都道府県知事は国指針に即して、かつ地域の実情に応じて、指定有害動植物の総合防除の実施に関する計画(総合防除計画)を定める等の制度が創設された。

このため、本県においてもこうした状況の変化に適切に対応し、総合防除の普及・推進を図る必要があるため、指定有害動植物のうち、本県での対応が必要な118種(別表1)について、法第22条の3第1項の規定に基づき、「福井県病虫害総合防除計画」を策定するものである。

語句の定義

指定有害動植物

法第22条第1項において、「有害動物又は有害植物であって、国内における分布が局地的でなく、又は局地的でなくなるおそれがあり、かつ、急激にまん延して農作物に重大な損害を与える傾向があるため、その防除につき特別の対策を要するものとして、農林水産大臣が指定するものをいう。」とされており、国が指定するものの中から都道府県ごとに設定されている。

総合防除

法第22条第2項において、「有害動物又は有害植物の防除のうち、その発生及び増加の抑制並びにこれが発生した場合における駆除及びまん延の防止を適時で経済的なものにするために必要な措置を総合的に講じて行うものをいう。」とされている。

なお、従前から用いられている「総合的病虫害・雑草管理(IPM)」と法における「総合防除」の病虫害防除に対する基本的な考え方は同じであり、国方針では有害動植物発生予防に重きを置いたものである。

以降、法で定める語句を分かりやすく表現するため、以下に統一するものとする。なお、有害動物にはダニ類やセンチウも含まれるが害虫とする。

・有害動植物 → 病虫害 ・有害動物 → 害虫 ・有害植物 → 病害

(別表1)本計画で定める総合防除が必要な指定病害虫一覧

区分	対象作物名	指定病害虫名	種数
普通作物	イネ	イネドロオイムシ、イネミズゾウムシ、コブノメイガ、セジロウンカ、ツマグロヨコバイ、トビイロウンカ、ニカメイガ、斑点米カメムシ類、ヒメトビウンカ、フタオビコヤガ、スクミリンゴガイ、稲こうじ病、いもち病、ごま葉枯病、縞葉枯病、白葉枯病、苗立枯病、ばか苗病、もみ枯細菌病、紋枯病	(32)
	ムギ	赤かび病、うどんこ病、さび病類	
	ダイズ	アブラムシ類、吸蜜性カメムシ類、フタスジヒメハムシ、マメシンクイガ、紫斑病	
	バレイショ カンショ	アブラムシ類、疫病 ナカジロシタバ、基腐病	
果樹	カキ	アザミウマ類、カイガラムシ類、カキノヘタムシガ、ハマキムシ類、炭疽病	(19)
	ナシ	アブラムシ類、カイガラムシ類、シンクイムシ類、ハダニ類、ハマキムシ類、赤星病、黒星病、黒斑病	
	ブドウ	アザミウマ類、晩腐病、灰色かび病、べと病	
	ウメ	かいよう病、黒星病	
野菜	イチゴ	アザミウマ類、アブラムシ類、コナジラミ類、ハダニ類、うどんこ病、炭疽病、灰色かび病	(57)
	ハウレンソウ	アブラムシ類	
	キャベツ	アブラムシ類、モンシロチョウ、菌核病、黒腐病	
	ダイコン	アブラムシ類	
	ハクサイ	アブラムシ類	
	キュウリ	アザミウマ類、アブラムシ類、コナジラミ類、ハダニ類、うどんこ病、褐斑病、炭疽病、灰色かび病、斑点細菌病、べと病	
	スイカ	アブラムシ類	
	レタス	アブラムシ類、菌核病、灰色かび病	
	トマト	アザミウマ類、アブラムシ類、コナジラミ類、うどんこ病、疫病、黄化葉巻病、すすかび病、灰色かび病、葉かび病	
	ナス	アザミウマ類、アブラムシ類、ハダニ類、うどんこ病、すすかび病、灰色かび病	
	ピーマン	アブラムシ類、うどんこ病	
	タマネギ	アザミウマ類、白色疫病、べと病	
	ネギ	アザミウマ類、アブラムシ類、ネギコガ、ネギハモグリバエ、黒斑病、さび病、べと病	
	ニンジン サトイモ	黒葉枯病 アブラムシ類	
花き類	キク	アザミウマ類、アブラムシ類、ハダニ類、白さび病	(4)
作物共通		オオタバコガ、果樹カメムシ類、コナガ、シロイチモジヨトウ、ハスモンヨトウ、ヨトウガ	(6)
		合計 118 種 (害虫 64 種、病害 54 種)	

2 指定病害虫の総合防除の実施に関する基本的な事項

(1) 福井県における総合防除の考え方

これまで、本県においては総合的病害虫・雑草管理(Integrated Pest Management ; IPM)の取組の一環で「福井県総合的病害虫・雑草管理(IPM)実践指針」を策定し、環境に配慮した農業を推進してきた。また、「農作物病害虫防除指針」においても、IPMを推進方針の一つに位置付けている。

なお、「IPM」と本法における「総合防除」の病害虫防除に対する基本的な考え方は同じ※であることから、本計画においては、病害虫の発生の予防に重きを置いた総合防除を基本として、広く農業者等に対して普及・推進を図るものとする。

※ 法に「総合防除」が定義付けられたことにより、国は今後、これまでの「IPM」に相当する表現として「総合防除」の表現を用いることとしている。

(2) 本計画の見直しについて

国の「総合防除基本指針」の改定や、状況の変化に合わせて随時改定を行うこととする。

3 指定病害虫の種類ごとの総合防除の内容

(1) 全作物、全病害虫の共通事項(総論)

<耕種的防除(健全な農作物の生育)>

- ・土づくり、適正施肥、排水対策の徹底、土壌(培地)消毒、健全な種苗、抵抗性品種や抵抗性が高い品種の使用、病害虫の発生源(雑草、作物残さ等)の除去、輪作・間作・混作、防虫ネットや粘着シート等の設置等、の対策を講じることにより、病害虫が発生しにくい健全な農作物の生育条件を整備する。

<病害虫の発生状況を鑑みた防除判断>

- ・ほ場内を見回り(必要に応じ粘着シート等を設置し)、病害虫の発生や被害状況を把握するとともに、県の発生予察情報^{*}や過去の病害虫の発生動向、農作物の生育状況や気象予報等を踏まえ、防除の要否及び防除時期を判断する。

○発生予察情報の種類

農作物病害虫発生予察予報	病害虫の発生予想を定期的に発表する(向こう1か月間の病害虫の発生予想を3~9月の月末頃に概ね月1回発表)。
病害虫防除だより	病害虫の発生が懸念され、防除の注意喚起の必要がある場合等に発表する。
農作物病害虫発生予察警報	病害虫が大発生することが予想され、かつ早急に防除を行う必要がある場合に発表する。
農作物病害虫発生予察注意報	病害虫が多発することが予想され、かつ早めに防除を行う必要が認められる場合に発表する。
農作物病害虫発生予察特殊報	県内で未発生の病害虫を発見した場合、重要な病害虫の生態や発生消長に特異な現象が認められた場合であって、従来と異なる防除対策が必要となるなど、生産現場への影響が懸念される場合に発表する。

<環境に配慮した防除方法の選択>

- ・化学農薬のみに依存せず、病害虫の発生部位(株)を適切に除去(処分)するとともに、生物農薬や天然物質由来の農薬を含めた、多様な防除方法を活用する。

<使用量を極力抑えた農薬の使用>

- ・農作物の生育や病害虫の発生状況に合わせ、病害虫の被害を確実に抑えながら、薬剤の使用が最小限となるよう、使用基準に従い農薬を適正に使用する。

<農薬の飛散防止対策>

- ・飛散しにくい剤型や飛散防止散布ノズルの使用、緩衝地帯や遮蔽シート・ネットの設置など、適切な飛散防止措置を講じる。

<天敵等に配慮した化学農薬の選択>

- ・ 薬剤の効果特性を理解し、土着天敵や訪花昆虫への影響が小さい薬剤や選択性のある薬剤の使用により、これらの保護に努める。

<抵抗性(耐性)を発生させない化学農薬の選択>

- ・ 同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の農薬によるローテーション散布を行う。さらに、地域で薬剤抵抗性や耐性が確認されている薬剤は使用しない。

<農薬使用後の洗浄の徹底>

- ・ 農薬散布後は散布器具、タンク等の洗浄を十分に行い、残液やタンクの洗浄水を適切に処理し、河川等に流入しないようにする。併せて、農薬容器等を適正に処分する。

<農薬使用記録を含めた栽培日誌記帳の徹底>

- ・ 各農作業の実施日、病虫害の発生状況、栽培管理状況、使用した薬剤の名称、対象農作物名、使用時期、使用量、散布方法等を作業日誌として記録する。

<各種研修会への参加の励行>

- ・ 県や農業協同組合等が開催する総合防除や農薬の適正使用に関する研修会等に参加する。

(2) 指定病害虫の種類ごとの総合防除

以下、対象作物ごとに一般事項を記載し、別表1に記載する指定病害虫全てについて予防に関する措置や判断、防除に関する措置を下表に記載する。

① 普通作物

イ ネ	イネドロオイムシ (予防に関する措置) ・越冬源や繁殖源となる、ほ場周辺、けい畔等のイネ科雑草を除草する。 ・登録のある育苗箱処理剤もしくは種子塗抹剤等を施用する。 (判断、防除に関する措置) ・発生予察情報、ほ場の見回り等により発生量を確認し、発生が多い場合、適期の薬剤散布等を行う。
	イネミズゾウムシ (予防に関する措置) ・登録のある育苗箱処理剤もしくは種子塗抹剤等を施用する。 ・越冬成虫の発生盛期を避けて移植する。 ・深水を避け、根を健全に保つため浅水管理を行う。 (判断、防除に関する措置) ・発生予察情報やほ場の見回り等による被害株の早期発見に努める。 ・要防除水準を参考に効率的な防除を行う。 ・薬剤散布を行う場合には、地域一斉に実施することが望ましい。
	○ 要防除水準 1 前年の発生密度が成虫 50 頭以上/100 株の場合、育苗箱施薬を実施する。 2 育苗箱施薬を行った場合 本田侵入期の成虫数が 80 頭以上/100 株の場合、薬剤散布する。 3 育苗箱施薬を行わなかった場合 本田侵入期の成虫数が 30 頭以上/100 株の場合、薬剤散布する。 また、漏水田や砂質土壌田では同時期に成虫数が 20 頭以上/100 株の場合は粉剤を散布し、50 頭以上 100 株の場合は更に 7 日後にも粉剤を散布する。 ※調査方法：本田侵入期(5月20～25日)にけい畔から1m内部に入った所の株を見とり調査する。
	コブノメイガ (予防に関する措置) ・登録のある育苗箱処理剤を施用する。 (判断、防除に関する措置) ・発生量の年次間差が大きいことから、発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による被害株の早期発見に努める。 ・薬剤散布を行う場合には、地域一斉に実施することが望ましい。
	セジロウンカ (予防に関する措置) ・登録のある育苗箱処理剤もしくは種子塗抹剤を施用する。 (判断、防除に関する措置) ・育苗箱処理剤を施用しない場合、移植期以降の発生動向に留意する。 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を行う。 ・要防除水準を参考に効率的な防除を行う。 ・薬剤が株元にかかるように散布する。

イ ネ	セジロウンカ（つづき）
	<p>○ 要防除水準</p> <p>6月末～7月中旬に飛来成虫数で4頭以上/株、7月下旬～8月上旬（幼虫加害盛期）に幼虫数で30～40頭以上/株の場合は薬剤散布する。</p> <p>※調査方法：6月末～7月中旬と7月下旬～8月上旬に水田内部の3か所以上で株の払い落とし、または見とり調査を行う。</p>
	<p>ツマグロヨコバイ</p> <p>（予防に関する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録のある育苗箱処理剤もしくは種子塗抹剤を施用する。 ・けい畔、休耕田等では、雑草を刈り取り、すき込み等により適切に処分する。 ・収穫後に、幼虫の越冬場所となる刈り株を粉碎し、ゆっくり深く耕起し、十分にすき込む。 <p>（判断、防除に関する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を行う。 ・育苗箱処理剤を施用しない場合には、ほ場への侵入時期に薬剤散布等を行う。 ・薬剤散布を行う場合には、地域一斉に実施することが望ましい。
	<p>トビイロウンカ</p> <p>（予防に関する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録のある育苗箱処理剤もしくは種子塗抹剤を施用する。 ・密植や過繁茂とならないよう、栽植密度（植付本数や間隔）を調整する。 ・水管理について、数日間隔でたん水と落水を繰り返す。 <p>（判断、防除に関する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育苗箱処理剤を施用しない場合には、移植期以降、本虫の発生動向に留意する。 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を行う。 ・要防除水準を参考に効率的な防除を行う。 ・薬剤が株元にかかるように散布する。 ・同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、薬剤抵抗性が確認されている薬剤は使用しない。 ・坪枯れが確認された場合には、可能な限り収穫を早めて、倒伏等の被害が拡大しないよう努める。 <p>○ 要防除水準</p> <p>8月初めに短翅成虫数で0.1頭以上/株、8月中旬に成幼虫数で1頭以上/株、9月中旬に幼虫数で40頭以上/株の場合は薬剤散布する。</p> <p>※調査方法：6月末～7月中旬と7月下旬～8月上旬に水田内部の3か所以上で株の払い落とし、または見とり調査を行う。</p>
ニカメイガ	
<p>（予防に関する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年発生の多かった地域では、遅植えや直播を控える。 ・登録のある育苗箱処理剤やもしくは種子塗抹剤等を施用する。 ・収穫後に、秋の田起こしと冬期たん水などにより幼虫の越冬場所となる刈り株や被害わらを埋没させることで越冬幼虫を減らす。 <p>※成果情報「秋の田起こしと冬の湛水によるニカメイガの防除法」（添付資料1参照）</p> <p>（判断、防除に関する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報等を参考に、第一世代幼虫を中心に薬剤散布等を行う。 	

イ ネ	斑点米カメムシ類 (予防に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・ 出穂 10 日前までに、けい畔、農道及び休耕田の雑草を除草する。 ・ けい畔にグランドカバープランツを植栽することにより、イネ科雑草の発生抑制を図る。 ・ 水田内のノビエやイヌホタルイを除草する。 ・ 近隣地域のほ場で収穫後に、けい畔、農道及び休耕田の雑草を除草する。 ・ 登録のある育苗箱処理剤を施用する。 <u>※成果情報「積雪前の除草剤散布で斑点米が激減」(添付資料 2 参照)</u> <u>※成果情報「育苗箱施薬でカメムシ防除！」(添付資料 3 参照)</u>
	(判断、防除に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・ 発生予察情報等を参考に、出穂期から適期に薬剤散布等を行う。 <粉剤・液剤による防除> <ul style="list-style-type: none"> ・ 薬剤防除は、穂揃期と糊熟初期の 2 回防除が基本。多発生が予想される場合は 3 回目の防除を収穫 14~7 日前に行う。 ・ 薬剤散布は、地域一斉に実施することでより効果が高くなる。 <u>※斑点米カメムシ類の総合的管理方法(添付資料 4 参照)</u>
	ヒメトビウンカ(縞葉枯病) (予防に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・ けい畔、農道及び休耕田の除草により、生息密度の減少を図る。 ・ 登録のある育苗箱処理剤もしくは種子塗抹剤を施用する。 ・ 育苗中は、寒冷しゃ等の被覆により、育苗ほ場への本虫の侵入を防ぐ。 ・ 漏生株が越冬源となることから、収穫後は速やかに耕起する。 ・ 冬期の越冬場所となる、けい畔、農道及び休耕田のイネ科雑草を除草する。 (判断、防除に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・ 育苗箱処理剤を施用しない場合、移植直後から本虫の発生動向に留意する。 ・ 発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を行う。 ・ 縞葉枯病が発病した場合には、発病株を早期に抜き取り、適切に処分する。
	フタオビコヤガ (予防に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・ 登録のある育苗箱処理剤等を施用する。 ・ 収穫後の稲わらを適切に処分し、蛹を死滅させる。 ・ 遅植や直播を避ける。 (判断、防除に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・ 発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、幼虫発生期に薬剤散布等を行う。
	スクミリンゴガイ ① 未発生ほ場の場合 (予防に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・ 用水路を介した侵入を防止するため、取水口や排水口に網を設置する。 ・ 未発生の水田へ、除草目的等で持ち込まない。 ・ 発生ほ場での作業後に農機具を洗浄し、未発生ほ場への土壌を介した侵入及びまん延防止に努める。 ② 発生ほ場の場合 (予防に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・ 収穫後(秋期)(及び苗の移植前(春期))にたん水した上で石灰窒素を施用する。 ・ (冬期に) 耕起を実施する。 ・ 冬期に水路の泥上げを実施する。

イ ネ	<p>スクミリングガイ（つづき）</p> <p>② 発生ほ場の場合 （予防に関する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水路を介した侵入やまん延を防止するため、取水口や排水口に網を設置する。 ・食害を受けにくい中苗または成苗を移植する。 ・ほ場内・水路にトラップを設置し、貝を捕獲することで発生密度を下げる。 ・流域内の発生地域の拡大を防止し、水田内に侵入する個体数を減少させるため、移植前に殺卵する。 <p>（判断、防除に関する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・苗の移植期前に水田や水路の成貝を捕殺するとともに、卵塊を水中に落とす。 ・苗の活着期から生育初期まで、ほ場及び水路で成貝を捕殺する。 ・適期(苗の移植期まで)の薬剤散布を行う。 ・苗の移植後3週間まで、貝の行動を抑制するために、水深4cm以下の浅水管理を実施する。 ・殺貝や食害防止に効果のある登録農薬を散布する。 <p>○「スクミリングガイ防除対策マニュアル（移植水稻）」(農林水産省ホームページ) https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/siryou2/sukumi/PDF/sukumi_manual.pdf</p>
	<p>稲こうじ病</p> <p>（予防に関する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・田畑輪換を実施し、土壌中の伝染源の減少を図る。 ・種子更新を徹底する。 ・転炉スラグまたは生石灰を土壌に施用・混和する。 <p>（判断、防除に関する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報等を参考に、出穂前の適期に薬剤散布等を行う。 ・前年の発生が多かった場合はいもち病との同時防除を行う。
	<p>いもち病</p> <p>（予防に関する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・種子更新を徹底する。 ・抵抗性の強い品種を使用する。 ・穂いもちの発生ほ場では、自家採種を行わない。 ・塩水選により、健全な種もみを選択する。 ・種もみを種子消毒(温湯浸漬、薬剤処理等)する。 ・育苗時に種子は厚播きせず、種籾が露出しないように、覆土をしっかりと行う。 ・登録のある育苗箱処理剤もしくは種子塗抹剤等を施用する。 ・育苗時に紫外線カットフィルムを使用すると孢子形成が阻害される。 ・補植用の取置苗は発生源となることから、移植1週間以内に除去する。 ・山間部では、冷水かんがいにならないよう留意する。 ・窒素肥料の多用は、発病を助長するので控える。 ・珪酸質肥料を秋起時に施用し、イネの抵抗力を高める。秋に施用しない場合は、出穂の2週間前までに本田施用する。 <p>（判断、防除に関する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病株を抜き取る(苗いもち)。 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を行う(葉いもち及び穂いもち)。 ・同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域で薬剤耐性が確認されている薬剤は使用しない。 <p>※いもち病の総合的管理（添付資料5参照）</p>

イ ネ	ごま葉枯病 (予防に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・種子更新を徹底する。 ・堆肥等の有機質肥料や土壌改良資材を施用する。 ・深耕や客土により土壌改良に努める。 ・窒素質肥料の分施とともに、硫酸根肥料の連用を避ける。 ・根腐れを起こさないよう、水管理に留意する。 ・被害わらをほ場周辺に放置せず、適切に処分する。 (判断、防除に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を行う。
	白葉枯病 (予防に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ抵抗性の強い品種を使用する。 ・排水路の整備により、浸冠水及び深水を避ける。 ・露があるときには、発生ほ場内に入らない。 ・冬期に越冬源となるけい畔、水路等の雑草を除草する。 (判断、防除に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を行う。 ・常発地域及びほ場では、浸冠水や台風の直後に薬剤散布を行う。
	苗立枯病 (予防に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・本病害に汚染された床土を使用しない。 ・前年と同じ育苗箱を用いる場合には、使用前に消毒する。 ・育苗期間中の温度及び土壌水分、pHを適切に管理する。 (判断、防除に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、発生する糸状菌の種類に応じた薬剤散布等を行う。 ・育苗中に発生を認めた場合には、速やかに発病株を抜き取る。 ・発生が認められた育苗箱は健全な苗から隔離し、発生が拡大する前に健全な苗を用いて田植えを行う。 ※糸状菌による苗立枯病(参考)(添付資料6参照)
	ばか苗病 (予防に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・種子更新を徹底する。 ・塩水選により、健全な種もみを選択する。 ・種もみを種子消毒(温湯浸漬、薬剤処理または温湯浸漬及び微生物農薬による浸漬処理)する。 ・育苗箱等の農業用資材を消毒する。 (判断、防除に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・育苗時に発病株を抜き取る。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による発病株の早期発見に努め、発生を認めた場合には、速やかに抜き取り、処分する。
	もみ枯細菌病 (予防に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・種子更新を徹底する。 ・塩水選により、健全な種もみを選択する。 ・種もみを種子消毒(温湯浸漬、薬剤処理等)する。 ・育苗においては、有機質含量の高い軽量培土を使用する。 ・高温下での催芽、育苗管理を避ける。

イ ネ	もみ枯細菌病（つづき）
	（判断、防除に関する措置） ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を行う。
	紋枯病
	（予防に関する措置） ・過繁茂にならないよう留意する。 ・前年の発生が多いほ場では登録のある育苗箱処理剤もしくは種子塗抹剤等を施用する。 ・代かき後に、けい畔沿い等の田面の浮遊物を除去する。 ・けい畔、水路等の雑草を除草する。 （判断、防除に関する措置） ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、発生が多い場合には、適期の薬剤散布等を行う。 ・要防除水準を参考に効率的な防除を行う。 ・薬剤が稲の下部に付着するように散布する。 ○ 要防除水準 早生（7月下旬出穂ハナエチゼン）では穂ばらみ期（7月中旬頃）の発病株率が10%以上であれば、中生（8月上旬出穂コシヒカリ）では7月下旬の発病株率が20%以上であれば、5%減収するので防除を行う。 ※調査方法：穂ばらみ期に100株/ほ場の発病株率を調査する。
ム ギ	赤かび病
	（予防に関する措置） ・健全種子への更新及び種子消毒を推進する。 ・倒伏防止に努める。 ・収穫後は速やかに乾燥作業を実施する。 （判断、防除に関する措置） ・発生予察情報を参考に、穂揃期（開花期）とその7～10日後の2回防除を行う。 ・降雨等の天候不順が続く場合には、雨のやみ間を見て防除を行うとともに追加の薬剤散布を行う。
	うどんこ病
	（予防に関する措置） ・抵抗性品種を使用する。 ・発病株の残さやこぼれ麦が次期作の伝染源となることから、適切に処分する。 ・遅まきを避ける。 ・適正な播種量を守る。 ・薬剤が下葉に付着するように散布する。 （判断、防除に関する措置） ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努める。 ・同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域で薬剤耐性が確認されている薬剤は使用しない。
さ び 病 類	さび病類
	（予防に関する措置） ・窒素肥料の過用や晩期の追肥を避ける。 ・発病株の残さやこぼれ麦は次期作の伝染源となることから、適切に処分する。 ・早まきを避ける。 （判断、防除に関する措置） ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、防除適期や薬剤散布等の要否を判断する。

ダイズ	アブラムシ類 (予防に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草(マメ科及びナス科雑草)の除草等を行い、本虫による伝染性ウイルス病の予防を図る。 ・有翅虫の飛来を防止するため、シルバーマルチもしくはシルバーテープまたは風上方向に防風垣もしくは防風ネットを設置する。 ・種子処理剤を使用する。 (判断、防除に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を行う。
	吸実性カメムシ類 (予防に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除を行い、発生密度の低下を図る。 (判断、防除に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報、ほ場の見回り等による早期発見に努め、適期に薬剤散布等を行う。 ・要防除水準を参考に効率的な防除を行う。 ・薬剤散布を行う場合には、薬液が着莢部に十分付着するよう、丁寧に散布する。
	<p>○ 要防除水準 8月下旬(ほ場侵入期)は0.3 頭以上/100 茎、9月中旬(発生最盛期)は4.0 頭以上/100 茎の場合は防除する。</p> <p>※調査方法：8月下旬と9月中旬に1ほ場あたり100 茎ずつ3か所の見とり調査をする。</p>
	フタスジヒメハムシ (予防に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・種子処理剤を使用する。 ・収穫後に速やかに耕起を行い、ほ場内の作物残さをすき込む。 (判断、防除に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を行う。 ・要防除水準を参考に効率的な防除を行う。
<p>○ 要防除水準 8月下旬(第2世代成虫発生最盛期)に払い落としを行い、1.5m、2条当たり約70頭以上の場合は直ちに防除する。</p> <p>※調査方法：長さ150cm、幅80cmの払い落とし用シートを条間に広げてシートの両端から2人で両側の株をたたき、成虫をシート上に落とす。1ほ場につき、3か所行う。</p>	
マメシンクイガ (予防に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・連作を避ける。 ・収穫後に速やかに耕起を行い、ほ場内の作物残さをすき込む。 (判断、防除に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を行う。 	

ダイズ	紫斑病 (予防に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> 健全な種子を使用する。 種子消毒を行う。 連作を避ける。 成熟後、速やかに収穫及び乾燥作業を行う。 (判断、防除に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> 被害茎葉を集めてほ場外に持ち出し、適切に処分する。 発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布を行う。 同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域で薬剤抵抗性が確認されている薬剤は使用しない。
	アブラムシ類 (予防に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 有翅虫の飛来を防止するため、シルバーマルチ若しくはシルバーテープまたは風上方向に防風垣若しくは防風ネットを設置する。 (判断、防除に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ウイルス病を媒介することから、発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期から薬剤散布等を行う。 薬剤抵抗性が発達しやすいため、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
バレイショ	疫病 (予防に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> 抵抗性品種を使用する。 健全な種いもを使用する。 ほ場の排水を良好に保つ。 適正な施肥管理を実施する。 (判断、防除に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> 発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布を行う。 発病株を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 作物残さを適切に処分する。
	ナカジロシタバ (判断、防除に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> 幼虫の齢期が進むと摂食量が多くなり、薬剤の効果が現れにくくなることから、発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、若齢から中齢期までに薬剤散布等を行う。 葉裏に幼虫が生息していることから、薬剤散布を行う場合には、薬液が葉裏にも十分付着するよう、丁寧に散布する。
カンショ	基腐病 ① 未発生地域の場合 (予防に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> 健全な種いも及び苗の使用を徹底する。 育苗を実施する場合には、苗床の土壤消毒を行う。 採苗を実施する際には、地際部から5cm以上切り上げて採苗し、採苗当日に苗消毒を行う。 農機具、長靴等を洗浄し、本病害の侵入防止に努める。

カ ン シ ヨ	基腐病（つづき）
	<p>① 未発生地域の場合 (判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の見回り等による発病株の早期発見に努め、発病株を確認した場合には、速やかに抜き取り、ほ場外に持ち出すとともに、周辺の株に薬剤散布を行う。 <p>② 発生地域の場合 (予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本病害が多発したほ場では、カンショ栽培を控え、輪作等を実施する。 ・抵抗性品種を使用する。 ・健全な種いも及び苗の使用を徹底する。 ・本病害の未発生ほ場から、種いもを採取する。育苗を実施する場合には、苗床の土壤消毒を実施する。 ・苗床に本病害の発生が確認された場合には、発病株を速やかに施設外に持ち出し、適切に処分する。 ・採苗を実施する際には、地際部から 5cm 以上切り上げて採苗し、採苗当日に苗消毒を行う。 ・発生ほ場で使用した農業用資材または農機具を別のほ場で使う場合には、消毒や洗浄を十分に実施する。 ・植付前には、ほ場の排水対策を徹底する。 ・早植え及び早掘りにより、被害が軽減できる傾向があることから、作型の変更を検討する。 ・作物残さ等が感染源となるため、収穫後は速やかに取り除くとともに、耕起等により、ほ場内に残った作物残さの分解促進を図る。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の見回り等による発病株の早期発見に努め、適期に薬剤散布等を行う。 ・茎葉散布による防除を実施する場合には、葉よりも株元や茎に十分に薬液が付着するように散布する。 ・発病株を確認した場合には、速やかに抜き取り、ほ場外に持ち出すとともに、周辺の株に薬剤散布を行う。 ・発生状況に応じて、土壤消毒を行う。

② 果 樹

カキ	アザミウマ類 (予防に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・ 寄主植物が多く雑草等で繁殖することから、園地内及びその周辺の下草や雑草の管理を行う。 ・ 株元に光反射シートのマルチを敷設する。なお、枝葉が過繁茂し樹冠下が暗くなると効果が低下することに留意する。 ・ 主要な発生源である防風樹のいぬまき、さんごじゅ、いすのき等での発生状況に留意する(チャノキイロアザミウマ)。 ・ 園地周辺の放任の茶樹を適切に管理する(チャノキイロアザミウマ)。 (判断、防除に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・ 発生予察情報を参考に、園地の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を行う。 ・ 同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域で薬剤抵抗性が確認されている薬剤は使用しない。
	カイガラムシ類 (予防に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・ 新植及び改植時には、本虫が寄生していない健全な苗木を使用する。 ・ 冬期に気門封鎖剤を散布する前に、粗皮削りを行う。 (判断、防除に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・ 冬期に気門封鎖剤を散布する。 ・ ろう物質を充分分泌していない幼虫ふ化期が防除適期に当たるため、発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を行う。 ・ 本虫の発生が認められない場合は薬剤散布を控え、土着天敵の保護に努める。 ・ 土着天敵を活用するため、土着天敵の保護を考えて薬剤を選択する。 ・ 果実とヘタの間など、葉液が付着しにくい部位への寄生が多いことから、薬剤散布を行う際は、丁寧に散布する(フジコナカイガラムシ)。
	カキノハタムシガ (予防に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・ 冬期に粗皮削りを行う。 (判断、防除に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害果を速やかに除去し、適切に処分する。 ・ 発生予察情報、園地の見回り等に基づき、幼虫発生期に薬剤散布等を行う。
	ハマキムシ類 (予防に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域全体で交信かく乱剤を使用する。 (判断、防除に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・ 発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を行う。 ・ 薬剤が掛かりにくいいため、加害部に薬剤がよく掛かるよう散布する。 ・ 土着天敵を活用するため、土着天敵の保護を考えて薬剤を選択する。 ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
	炭疽病 (予防に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・ 園地が過湿にならないよう、排水対策を実施する。 ・ 窒素肥料の過用を避け、枝梢の充実を図る。

カキ	<p>炭疽病（つづき）</p> <p>（予防に関する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本病害は強風による傷から感染することから、防風林、防風垣等を設置することにより、防風対策を実施する。 ・剪定時に病斑のある枝を除去し、園地外に持ち出し、適切に処分する。 ・本病害はカメムシ類の吸汁痕から感染しやすいと考えられることから、カメムシ類の防除に努める。 <p>（判断、防除に関する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を行う。 ・台風等による強風雨の後には、薬剤散布を行う。
ナシ	<p>アブラムシ類</p> <p>（予防に関する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園地内及びその周辺の下草や雑草の管理を行う。 <p>（判断、防除に関する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卵越冬するナシアブラムシは展葉直後から葉を巻き始めるが、葉を巻き始めると防除効果が落ちることから、発生予察情報、園地の見回り等に基づき、発生初期の開花期前から薬剤散布等を行う。 ・展葉期の防除に重点を置く（葉の薬害が発生しやすいので注意する）。 ・展開葉を次々に巻いてその中に寄生することから、浸透移行性薬剤の散布が有効である。 ・同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域で薬剤抵抗性が確認されている薬剤は使用しない。
	<p>カイガラムシ類</p> <p>（予防に関する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新植及び改植時には、本虫が寄生していない健全な苗木を使用する。 ・寄生の多い枝は、せん定時等に除去し、適切に処分する。 ・冬期に気門封鎖剤を散布する前に、粗皮削りを行う。 ・9月下旬までに主枝や垂主枝にクラフト紙を巻きつけ、12月～2月に取り外して焼却・駆除する。 <p>（判断、防除に関する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬期に気門封鎖剤を散布する。 ・薬液の付着しやすい樹形作りに努める。 ・ろう物質を充分分泌していない幼虫ふ化期が防除適期に当たるため、発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期に薬剤散布を行う。
	<p>シンクイムシ類</p> <p>（予防に関する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不要な徒長枝はナシヒメシンクイの寄生場所になることから、切除する。 ・冬期に表土を耕起し、越冬繭を死滅させる。 ・交信かく乱剤を越冬世代成虫の発生時期から設置するのが効果的である。また、地域全体で施用することが望ましい。 ・袋掛けを実施する。 ・受粉樹に残っている果実は、本虫の発生源となるため、速やかに除去する。 ・有袋栽培の場合には、袋の掛けもれ果を除去し、適切に処分する。 ・なし園地の近くの核果類に心折れ症状が認められる場合には、該当部分を切除し、適切に処分する（ナシヒメシンクイ）。 <p>（判断、防除に関する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害果について、幼虫が果実から脱出する前に採取し、適切に処分する。 ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を行う。

ナ シ	ハダニ類 (予防に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・園地内及びその周辺の下草や雑草の管理を行う。 ・9月中旬に樹幹部にコモ等をまきつけバンド誘殺する。 (判断、防除に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・冬期に気門封鎖剤を散布する。 ・発生予察情報を参考に、園地の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を行う。 ・天敵農薬を活用する。 ・土着天敵を活用するため、他害虫の防除では土着天敵への影響が小さい薬剤の選定に努める。 ・薬剤散布を行う場合、薬液が葉裏にも十分付着するよう散布する。 ・同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域で薬剤抵抗性が確認されている薬剤は使用しない。
	ハマキムシ類 (予防に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・地域全体で交信かく乱剤を使用する。 ・受粉時に巻葉内の越冬幼虫を捕殺する。 (判断、防除に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、若齢幼虫期に薬剤散布等を行う。 ・土着天敵を活用するため、土着天敵の保護を考えて薬剤を選択する。 ・同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域で薬剤抵抗性が確認されている薬剤は使用しない。
	赤星病 (予防に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・園地内やその周辺(1km程度)へ中間宿主であるビャクシン類の栽植を避ける。 ・袋掛けを実施する。 (判断、防除に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・開花期から落花直後までは、降雨前に薬剤散布を行う。 ・感染期においては、発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を行う。
	黒星病 (予防に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・園地外への持出し、耕起によるすき込み等により、一次伝染源となる落葉を集めて土中に埋めるか焼却する。乗用草刈機での粉碎、ロータリーでの粉碎・すき込みも効果がある。 ・袋掛けを実施する。 (判断、防除に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・発病葉、発病りん片(芽基部、果そう基部等)等を開花直前までに摘除し、適切に処分する。 ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を行う。 ・初期防除に重点を置き、開花直前から開花後2週間まで重点的に薬剤散布を行う。 ・越冬菌密度を少なくするため、秋期防除を徹底する。
	黒斑病 (予防に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・抵抗性品種を使用する。 ・窒素過多を避ける。

ナシ	<p>黒斑病（つづき） （予防に関する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園地外への持出し、耕起によるすき込み等により、一次伝染源となる落葉を適切に処分する。 ・萌芽期から開花までに、塗布剤による枝病斑の封じ込めを実施するとともに、病芽を除去し、園地外で適切に処分する。 ・早期の袋掛けを実施する。 ・被覆園地では換気を十分に行い、湿度を下げる。 ・人工授粉後に気温が高い場合には、雌しべ感染が多くなるおそれがあることから、摘果の際に雌しべを摘んで除去する。 <p>（判断、防除に関する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を行う。 ・小袋掛け前及び梅雨期に、薬剤の散布を重点的に実施する。 ・同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域で薬剤耐性が確認されている薬剤は使用しない。
ブドウ	<p>アザミウマ類 （予防に関する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寄主植物が多く雑草等で繁殖することから、園地内及びその周辺の下草や雑草の管理を行う。 ・主要な発生源である防風樹のイヌマキ、サンゴジュ、イスノキ等での発生状況に留意する(チャノキイロアザミウマ)。 ・園地周辺の放任の茶樹を適切に管理する(チャノキイロアザミウマ)。 ・早期の袋掛けを行う(チャノキイロアザミウマ)。 ・不要な副梢を速やかにせん定し、処分する(チャノキイロアザミウマ)。 <p>（判断、防除に関する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報を参考に、園地の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を行う。 ・幼果になってからでは防除効果が低いため、開花前から袋かけ直前まで防除に努める。 ・同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域で薬剤抵抗性が確認されている薬剤は使用しない。
	<p>晩腐病 （予防に関する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窒素過多を避ける。 ・ハウスや簡易雨よけ施設の導入を検討する。 ・病原菌は結果母枝・果梗・巻きヒゲなどで越冬するため、果梗・巻きヒゲ・不要な結果母枝は取り除く。 ・有袋栽培では早期の被袋を、無袋栽培では落花期までの笠掛けを、梅雨入り前までに行う。 ・袋かけでは袋の中に雨滴が入らないよう、袋の止め金をしっかり果軸に巻く。 <p>（判断、防除に関する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園地の見回りにより、発病果粒を除去する。 ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を行う。 ・二番成り果房は格好の発生源になるので、見つけ次第除去し、適切に処分する。 ・発芽前の休眠期の薬剤散布を行うとともに、開花直前から小豆大の生育期の薬剤散布を徹底する。

ブ ド ウ	灰色かび病 (予防に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・園地内の通気に努め、過湿にならないよう留意する。施設栽培では多発生条件となりやすいことから、特に開花期前後の湿度低下に努める。 ・損傷した新梢や花穂、花冠や不受精果等の花器残さを速やかに除去する。 ・摘粒時にハサミで粒を傷つけないよう注意し、果粒を適切に処分する。 (判断、防除に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報を参考に、園地の見回り等による発病株の早期発見に努め、発生初期の薬剤散布等を行う。 ・発病葉や発病果を速やかに除去し、園地外で適切に処分する。 ・同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域で薬剤耐性が確認されている薬剤は使用しない。
	バと病 (予防に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・降雨が多い地域や本病害の常発園地では、雨よけ施設の導入を検討する。 ・園地外への持出しや耕起によるすき込み等により、一次伝染源となる落葉を適切に処分する。 ・降雨による土砂の跳ね上がりを防ぐため、敷わら等を利用する。 ・軟弱徒長した新梢や過繁茂となった部分に発生しやすいことから、適正な栽培管理を実施する。 (判断、防除に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を行う。 ・発病葉、発病花穂及び発病果房を速やかに除去し、園地内及びその周辺に残さないよう適切に処分する。 ・薬剤散布を行う場合には、葉裏だけでなく葉表にも十分に付着するよう散布する。 ・本病害の抑制には予防が特に重要であることから、発病前からの定期的な薬剤散布を行う。 ・同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域で薬剤耐性が確認されている薬剤は使用しない。
ウ メ	かいよう病 (予防に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・本病害は強風による傷から感染することから、防風垣や防風網等を設置することにより、防風対策を実施する。 ・園地の排水を良好に保つ。 (判断、防除に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を行う。
	黒星病 (予防に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・風通しや排水が不良な園地では多発しやすいことから、整枝せん定や排水対策を実施する。 (判断、防除に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・春先から気温が高く、雨の多い年には、特に発生状況に留意する。 ・品種による発病差が大きく、特に小梅で発病が多いことに留意し、発生状況を確認する。 ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、感染初期に薬剤散布等を行う。 ・薬剤散布を行う場合には、薬液が樹冠内部まで十分に付着するよう、丁寧に散布する。

③ 野 菜

イ チ ゴ	<p>アザミウマ類</p> <p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。ただし、受粉を目的として蜜蜂等を利用する場合には、紫外線除去フィルムの使用が蜜蜂等の活動に影響を与えることに留意する。 ・マルチの敷設により、土中での蛹よう化を防ぐ。 ・施設栽培においては、栽培終了時に蒸込み処理を行う。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・粘着シート等による誘殺を行い、発生状況の早期把握に努める。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による被害株の早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を行う。 ・発生初期に、薬剤散布を重点的に実施する。 ・同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域で薬剤抵抗性が確認されている薬剤は使用しない。
	<p>アブラムシ類</p> <p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。ただし、受粉を目的として蜜蜂等を利用する場合には、紫外線除去フィルムの使用が蜜蜂等の活動に影響を与えることに留意する。 ・苗を介したほ場への持込みを防ぐため、育苗床での防除を徹底する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土着天敵を活用する。 ・生物農薬を活用する。 ・薬剤散布は、薬液が葉裏に十分付着するよう、丁寧に行う。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による被害株の早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を行う。 ・土着天敵を活用するため、土着天敵の保護を考えて薬剤を選択する。 ・同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域で薬剤抵抗性が確認されている薬剤は使用しない。
	<p>コナジラミ類</p> <p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。ただし、受粉を目的として蜜蜂等を利用する場合には、紫外線除去フィルムの使用が蜜蜂等の活動に影響を与えることに留意する。 ・苗を介したほ場への持込みを防ぐため、育苗床での防除を徹底する。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理を行う。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・密度低減のため、幼虫が寄生している下葉を除去する。 ・生物農薬を活用する。 ・成虫密度の低下のため、粘着シート等を設置する。 ・作物残さを適切に処分する。

イチゴ	コナジラミ類（つづき） （判断、防除に関する措置） <ul style="list-style-type: none"> ・密度が高まると防除が難しくなることから、発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を行う。 ・異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域で薬剤抵抗性が確認されている薬剤は使用しない。
	ハダニ類 （予防に関する措置） <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・苗を介したほ場への持込みを防ぐため、苗の二酸化炭素くん蒸を実施し、または育苗床での防除を徹底する。 ・新葉の展開に伴い、不要な下葉を除去する。 （判断、防除に関する措置） <ul style="list-style-type: none"> ・生物農薬を活用する。 ・気門封鎖剤を散布する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を行う。 ・同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域で薬剤抵抗性が確認されている薬剤は使用しない。
	うどんこ病 （予防に関する措置） <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の排水を良好に保つ。 ・窒素過多を避ける。 ・施設栽培では、換気や風通しを良くする。 ・茎葉の過繁茂を避けるため、摘葉を実施する。 ・苗を介したほ場への持込みを防ぐため、育苗床での防除を徹底する。 （判断、防除に関する措置） <ul style="list-style-type: none"> ・生物農薬を活用する。 ・紫外線(UV-B)ライトを活用する。 ・薬剤散布は、薬液が葉裏に十分付着するよう、丁寧に行う。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期から薬剤散布等を行う。 ・作物残さを適切に処分する。
	炭疽病 （予防に関する措置） <ul style="list-style-type: none"> ・窒素過多を避ける。 ・親株には、未発生ほ場で育てた健全な苗を使用する。 ・育苗中は、雨よけ育苗や底面給水を実施する。 ・苗を介したほ場への持込みを防ぐため、育苗床での防除を徹底する。 （判断、防除に関する措置） <ul style="list-style-type: none"> ・発病株を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・生物農薬を活用する。 ・発病を確認してからの防除は困難であることから、発生予察情報を参考に、発病前から定期的に薬剤散布を行う。 ・発生状況に応じて、土壌消毒を実施する。

イチゴ	<p>灰色かび病</p> <p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の排水を良好に保つ。 ・多湿条件で発生しやすいことから、施設内の湿度を低く保つ。 ・風通しを良くするために、密植を避ける。 ・過繁茂にならないように、適正な施肥管理を行う。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・枯死葉、老化葉、発病葉、発病果等を除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による発病株の早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を行う。 ・同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域で薬剤耐性が確認されている薬剤は使用しない。
ホウレンソウ	<p>アブラムシ類</p> <p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・露地栽培では、は種時から幼苗期頃まで、不織布をべたがけする。 ・有翅虫の飛来を防止するため、シルバーマルチ若しくはシルバーテープまたは風上方向に防風垣若しくは防風ネットを設置する。 ・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により施設内への侵入を防止する。 ・施設栽培では、栽培終了後に蒸込み処理を行う。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を行う。 ・同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域で薬剤抵抗性が確認されている薬剤は使用しない。
キャベツ	<p>アブラムシ類</p> <p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育苗床を防虫ネット等により被覆する。 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・有翅虫の飛来を防止するため、シルバーマルチ若しくはシルバーテープまたは風上方向に防風垣若しくは防風ネットを設置する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を行う。 ・同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域で薬剤抵抗性が確認されている薬剤は使用しない。
	<p>モンシロチョウ</p> <p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育苗床を防虫ネット等により被覆する。 ・ヘアリーベッチ、大麦等を使用したりビングマルチの活用により、密度抑制を図る。 ・ほ場周辺の雑草(特にアブラナ科雑草)の防除に努める。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、若齢幼虫時に薬剤散布等を行う。 ・作物残さを適切に処分する。

キ ヤ ベ ツ	菌核病 (予防に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・ 宿主植物の連作及び輪作を避ける。 ・ 密植を避け、風通しを良くし、過湿状態にならないようにする。 ・ 窒素過多を避ける。 ・ 田畑輪換や夏期のたん水処理により、菌核を死滅させる。 ・ 天地返し等で菌核を土中深くに埋め込む。 (判断、防除に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・ 発病株を早期に抜き取り、ほ場外で適切に処分する。 ・ 発生予察情報を参考に、前年の発生状況や本年の気象等から発生が多くなると予想される場合には、ほ場の見回り等による発病株の早期発見に努め、結球開始期から薬剤散布等を行う。 ・ 地際部を重点的に、薬剤散布を行う。 ・ 作物残さを適切に処分する。
	黒腐病 (予防に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・ 種子消毒を行う。 ・ 雨よけ施設で育苗する。 ・ アブラナ科作物の連作を避ける。 ・ 地下水位の高いほ場や水はけの悪いほ場では、ほ場の排水を良好に保ち、過湿状態にならないようにする。 ・ 抵抗性品種を使用する。 ・ 窒素過多を避ける。 ・ 食葉性害虫の食害痕からの本病害の侵入を防ぐため、他害虫の防除も徹底する。 ・ 中耕作業によって生じる傷口は本病害の侵入口となることから、発生ほ場では中耕作業を控え、または株際の中耕作業を避け、植物体をなるべく傷つけないよう留意する。 (判断、防除に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・ 発病株を早期に抜き取り、ほ場外で適切に処分する。 ・ 生物農薬を活用する。 ・ 発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による発病株の早期発見に努め、適期に薬剤散布等を行う。 ・ 降雨が予想される場合、または強風雨等で傷が付いた場合には、薬剤散布を行う。
ダ イ コ ン	アブラムシ類 (予防に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・ ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・ 有翅虫の飛来を防止するため、シルバーマルチ若しくはシルバーテープまたは風上方向に防風垣若しくは防風ネットを設置する。 (判断、防除に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・ 発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を行う。 ・ 同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域で薬剤抵抗性が確認されている薬剤は使用しない。

ハクサイ	アブラムシ類 (予防に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・有翅虫の飛来を防止するため、シルバーマルチ若しくはシルバーテープまたは風上方向に防風垣若しくは防風ネットを設置する。 (判断、防除に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・結球内部に寄生すると防除が難しくなるとともに、品質の低下を招くおそれがあることから、結球前の防除を徹底する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を行う。 ・薬剤抵抗性が発達しやすいため、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域で薬剤抵抗性が確認されている薬剤は使用しない。
	アザミウマ類 (予防に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・苗を介したほ場への持込みを防ぐため、育苗床での防除を徹底する。 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。 ・マルチの敷設により、土中での蛹化を防ぐ。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理を行う(土耕栽培の場合)。 (判断、防除に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を行う。 ・同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域で薬剤抵抗性が確認されている薬剤は使用しない。 ・作物残さを適切に処分する。
キュウリ	アブラムシ類 (予防に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・無寄生苗を使用する。 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・有翅虫の飛来を防止するため、シルバーマルチ若しくはシルバーテープまたは風上方向に防風垣若しくは防風ネットを設置する。 ・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。 (判断、防除に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による被害株の早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を行う。 ・同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域で薬剤抵抗性が確認されている薬剤は使用しない。
	コナジラミ類 (予防に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・無寄生苗を使用する。 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理を行う(土耕栽培の場合)。

キ ユ ウ リ	コナジラミ類（つづき） （判断、防除に関する措置） <ul style="list-style-type: none"> ・成虫密度の低下のため、粘着シート等を設置する。 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による被害株の早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を行う。 ・同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域で薬剤抵抗性が確認されている薬剤は使用しない。 ・作物残さを適切に処分する。
	ハダニ類 （予防に関する措置） <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 （判断、防除に関する措置） <ul style="list-style-type: none"> ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を行う。 ・同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域で薬剤抵抗性が確認されている薬剤は使用しない。
	うどんこ病 （予防に関する措置） <ul style="list-style-type: none"> ・抵抗性品種を使用する。 ・窒素過多を避ける。 ・乾燥条件下で多発しやすいことから、施設栽培では乾燥を避ける。 （判断、防除に関する措置） <ul style="list-style-type: none"> ・生物農薬を活用する。 ・発病葉を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を行う。 ・同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域で薬剤耐性が確認されている薬剤は使用しない。
	褐斑病 （予防に関する措置） <ul style="list-style-type: none"> ・抵抗性品種を使用する。 ・風通しを良くするために、密植を避ける。 ・施設内の換気をこまめに行い、通路にわら、もみ殻等を敷くことにより、高温・多湿を避ける。 ・ほ場の排水を良好に保つ。 ・支柱等の農業用資材をこまめに消毒する。 ・窒素過多及び肥料切れを避ける。 （判断、防除に関する措置） <ul style="list-style-type: none"> ・発病葉を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、適期に薬剤散布等を行う。 ・同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域で薬剤耐性が確認されている薬剤は使用しない。

キ ユ ウ リ	炭疽病 (予防に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の排水を良好に保つ。 ・支柱等の農業用資材をこまめに消毒する。 ・マルチの敷設により、地表面からの本病害の跳ね返りを防止する。 ・窒素過多を避ける。 (判断、防除に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・発病部位を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・多雨時に発病が多いことから、発生予察情報等を参考に、薬剤散布等を行う。 ・作物残さを適切に処分する。
	灰色かび病 (予防に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の排水を良好に保つ。 ・多湿条件で発生しやすいことから、施設内の湿度を低く保つ。 ・風通しを良くするため、密植を避ける。 ・過繁茂にならないよう、適正な施肥管理を行う。 ・施設栽培においては、紫外線除去フィルムや防消滴フィルムを活用する。 (判断、防除に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による発病株の早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を行う。 ・発病葉、発病果等を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域で薬剤耐性が確認されている薬剤は使用しない。
	斑点細菌病 (予防に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・土壌水分の多いほ場で発生が多いことから、土壌水分を適正に維持する。 ・はさみ等の農業用資材をこまめに消毒する。 ・健全な種子を使用する。 ・窒素過多を避ける。 ・マルチの敷設により、地表面からの本病害の跳ね返りを防止する。 ・発病ほ場(土耕栽培)では、ほ場をかん水した後、透明のポリマルチを被せることによる太陽熱消毒も活用する。 ・ウリ科作物との輪作を避ける。 (判断、防除に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・発病部位を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を行う。 ・作物残さを適切に処分する。
	べと病 (予防に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・抵抗性品種を使用する。 ・健全な苗を使用する。 ・マルチの敷設を行う。 ・ほ場の排水を良好に保つ。 ・風通しを良くするために、密植を避ける。 ・施設栽培においては、換気を十分に行い、過湿防止に努める。 ・肥料切れにならないよう、適正な施肥管理を行う。

キ ユ ウ リ	<p>べと病（つづき）</p> <p>（判断、防除に関する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病部位を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を行う。 ・薬剤散布を行う場合には、薬液が葉裏にも十分付着するよう、丁寧に散布する。 ・露地栽培では、降雨後に多く発生することから、降雨の前後に薬剤散布を行う。 ・同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域で薬剤耐性が確認されている薬剤は使用しない。 ・作物残さを適切に処分する。
ス イ カ	<p>アブラムシ類</p> <p>（予防に関する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。ただし、受粉を目的として蜜蜂等を利用する場合には、紫外線除去フィルムの使用が蜜蜂等の活動に影響を与えることに留意する。 ・有翅虫の飛来を防止するため、シルバーマルチ若しくはシルバーテープまたは風上方向に防風垣若しくは防風ネットを設置する。 <p>（判断、防除に関する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を行う。 ・同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域で薬剤抵抗性が確認されている薬剤は使用しない。
レ タ ス	<p>アブラムシ類</p> <p>（予防に関する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・有翅虫の飛来を防止するため、シルバーマルチ若しくはシルバーテープまたは風上方向に防風垣若しくは防風ネットを設置する。 ・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により施設内への侵入を防止する。 <p>（判断、防除に関する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、適期に薬剤散布等を行う。 ・同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤は使用しない。
	<p>菌核病</p> <p>（予防に関する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿主植物の連作及び輪作を避ける。 ・苗を介したほ場への持込みを防ぐため、苗床での薬剤散布を行う。 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設やトンネル栽培では、低温・多湿にならないよう、換気に留意する。 ・マルチ栽培を行い、子のう胞子の飛散を抑制する。 ・施設栽培においては、紫外線除去フィルムを使用する。 ・夏期にたん水処理を行う。 ・栽培終了後は、発病株や作物残さをほ場に残さず、速やかに適切に処分する。

レ タ ス	菌核病（つづき） (判断、防除に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・発病株は菌核が形成される前に速やかに除去し、ほ場内に放置せず適切に処分する。 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を行う。
	灰色かび病 (予防に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・多湿条件下で発生しやすいことから、密植栽培を避け、施設栽培での暖房機の積極的な稼働や、全面ポリマルチの敷設等により、湿度低下に努める。降雨等で地下水位が例年より高いほ場では、特に注意する。 ・株間の湿度低下のため、畝内や株元の除草に努める。 ・施設栽培においては、紫外線除去フィルムを使用する。 ・傷口が早く乾くよう、収穫作業は晴天が続く時に行う。 (判断、防除に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・病斑部は伝染源となることから、速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を行う。 ・同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域で薬剤耐性が確認されている薬剤は使用しない。 ・作物残さを適切に処分する。
ト マ ト	アザミウマ類 (予防に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。ただし、受粉を目的としてマルハナバチを利用する場合には、紫外線除去フィルムの使用がマルハナバチの活動に影響を与えることに留意する。 ・マルチの敷設により土中での蛹化を防ぐ。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理を行う(土耕栽培の場合)。 (判断、防除に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・粘着シート等による誘殺を行い、発生状況の早期把握に努める。 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を行う。 ・同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域で薬剤抵抗性が確認されている薬剤は使用しない。
	アブラムシ類 (予防に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。ただし、受粉を目的としてマルハナバチを利用する場合には、紫外線除去フィルムの使用がマルハナバチの活動に影響を与えることに留意する。 ・有翅虫の飛来を防止するため、シルバーマルチ若しくはシルバーテープまたは風上方向に防風垣若しくは防風ネットを設置する。 ・生物農薬を活用する。 (判断、防除に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を行う。 ・同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域で薬剤抵抗性が確認されている薬剤は使用しない。

ト マ ト	コナジラミ類 (予防に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・無寄生苗を使用する。 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。ただし、受粉を目的としてマルハナバチを利用する場合には、紫外線除去フィルムの使用がマルハナバチの活動に影響を与えることに留意する。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理を行う(土耕栽培の場合)。 (判断、防除に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・成虫密度の低下のため、粘着シート等を設置する。 ・土着天敵を活用するため、土着天敵の保護を考えて薬剤を選択する。 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を行う。 ・同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域で薬剤抵抗性が確認されている薬剤は使用しない。
	うどんこ病 (予防に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・風通しを良くするため、密植及び過繁茂を避ける。 ・乾燥条件下で多発しやすいことから、施設栽培では乾燥を避ける。 (判断、防除に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・発病部位を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤防除を実施する。
	疫病 (予防に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の排水を良好に保つ。 ・早朝の加温、換気、マルチの敷設等により、施設内の湿度を低く保つ。 ・風通しを良くするために、密植を避ける。 ・雨よけ栽培を行う。 ・輪作を実施する。 ・敷わらまたはマルチの敷設により、土が跳ね上がらないようにする。 ・窒素過多を避ける。 (判断、防除に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・発病葉及び発病果を速やかに取り除き、ほ場外で適切に処分する。 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を行う。 ・薬剤散布を行う場合には、薬液は葉裏にも付着するよう、丁寧に散布する。 ・作物残さを適切に処分する。
	黄化葉巻病 (予防に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・抵抗性品種を使用する。 ・本病害を媒介するタバココナジラミの防除を行う。 ・タバココナジラミの無寄生苗を使用する。 ・タバココナジラミの発生源となるほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・防虫ネット、粘着シート等の活用により、施設内へのタバココナジラミの侵入を防止する。

ト マ ト	黄化葉巻病（つづき） (予防に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・施設栽培では、栽培終了後に蒸込み処理(土耕栽培の場合)や作物残さの適切な処分を行う。 (判断、防除に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・タバココナジラミの防除に当たっては、生物農薬を活用する。 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期にタバココナジラミの防除を実施する。 ・発病株の早期発見に努め、速やかに適切に処分する。
	すすかび病 (予防に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・風通しを良くするために、密植及び過繁茂を避ける。 ・多湿条件下で発生しやすいため、施設栽培では、換気やかん水量に注意する。 (判断、防除に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・発病部位を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を行う。 ・薬剤散布を行う場合に、薬液は葉裏にも十分付着するよう、丁寧に散布する。 ・作物残さを適切に処分する。
	灰色かび病 (予防に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・多湿条件下で発生しやすいことから、施設栽培では、暖房、送風、換気等により、施設内の湿度を低く保つ。 ・風通しを良くするために、密植を避ける。 ・過繁茂にならないよう、適正な施肥管理を行う。 ・施設栽培においては、防曇・流滴性シートを活用する。 ・マルチの敷設により、地表面からの本病害の伝染を防止する。 ・幼果に残った花弁または病斑部をできるだけ取り除き、ほ場外に持ち出し、適切に処分する。 (判断、防除に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による発病株の早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を行う。 ・薬剤散布は、晴れた日の午前中に行う。また、施設栽培では、曇雨天が続いて薬液が乾きにくい場合には、くん煙剤の使用も有効である。 ・同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域で薬剤耐性が確認されている薬剤は使用しない。
	葉かび病 (予防に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・抵抗性品種を使用する。 ・種子消毒を行う。 ・多湿条件下で発生しやすいことから、施設栽培では、暖房、送風、換気等により、施設内の湿度を低く保つ。 ・風通しを良くするために、密植を避ける。 ・窒素過多及び肥料切れを避ける。 ・過度のかん水及び密植を避ける。 ・マルチ内へのかん水の実施や、通路にもみ殻を敷く。 ・発生ほ場で使用した農業用資材の消毒を行う。

ト マ ト	<p>葉かび病（つづき）</p> <p>（判断、防除に関する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物農薬を活用する。 ・発病茎葉は本病害の伝染源となることから、速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を行う。
ナ ス	<p>アザミウマ類</p> <p>（予防に関する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。ただし、紫外線除去フィルムを使用する場合には、果皮の着色不良が生じるおそれがあることに留意する。 ・マルチの敷設により、土中での蛹化を防ぐ。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理を行う。 <p>（判断、防除に関する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・粘着シート等による誘殺を行い、発生状況の早期把握に努める。 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を行う。 ・同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域で薬剤抵抗性が確認されている薬剤は使用しない。
	<p>アブラムシ類</p> <p>（予防に関する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・苗を介したほ場への持込みを防ぐ。 ・施設栽培では、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。ただし、紫外線除去フィルムを使用する場合には、果皮の着色不良が生じるおそれがあることに留意する。 ・有翅虫の飛来を防止するため、シルバーマルチ若しくはシルバーテープまたは風上方向に防風垣若しくは防風ネットを設置する。 ・土着天敵の保護及び活用のため、障壁作物を栽培する。 <p>（判断、防除に関する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を行う。 ・薬剤散布を行う場合には、土着天敵への影響が小さい薬剤や、選択性のある薬剤を使用し、土着天敵を保護する。 ・同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域で薬剤抵抗性が確認されている薬剤は使用しない。
	<p>ハダニ類</p> <p>（予防に関する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・苗を介したほ場への持込みを防ぐ。 ・施設内温度が高いほど増殖が旺盛となることから、適正な温度管理に努める。 ・発生施設では、栽培終了後に施設を密閉し、蒸込み処理を行い、施設外への分散を防止する。

ナス	ハダニ類（つづき） （判断、防除に関する措置） <ul style="list-style-type: none"> ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を行う。 ・同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域で薬剤抵抗性が確認されている薬剤は使用しない。
	うどんこ病 （予防に関する措置） <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の宿主植物の除去を実施する。 ・風通しを良くするために、密植を避け過繁茂にならないよう、施肥管理を行うとともに、適正な整枝及び摘葉に努める。 （判断、防除に関する措置） <ul style="list-style-type: none"> ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を行う。
	すすかび病 （予防に関する措置） <ul style="list-style-type: none"> ・密植及び過湿を避け、窒素過多にならないよう、適正な施肥管理を行う。 （判断、防除に関する措置） <ul style="list-style-type: none"> ・発病部位を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による発病株の早期発見に努め、適期に薬剤散布等を行う。特に中・下位葉の葉裏に発病しやすいことに留意し、観察する。 ・作物残さを適切に処分する。
	灰色かび病 （予防に関する措置） <ul style="list-style-type: none"> ・多湿条件下で発生しやすいことから、施設内の湿度を低く保つ。 ・過繁茂にならないよう、適正な施肥管理を行う。 ・風通しを良くするために、密植を避ける。 ・花弁を速やかに除去し、果実での発病を防ぐ。 （判断、防除に関する措置） <ul style="list-style-type: none"> ・生物農薬を活用する。 ・発病茎葉や発病果等を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を行う。 ・同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域で薬剤耐性が確認されている薬剤は使用しない。
	アブラムシ類 （予防に関する措置） <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・有翅虫の飛来を防止するため、シルバーマルチ、シルバーテープを設置する。 （判断、防除に関する措置） <ul style="list-style-type: none"> ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を行う。 ・同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域で薬剤抵抗性が確認されている薬剤は使用しない。
ピーマン	アブラムシ類 （予防に関する措置） <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・有翅虫の飛来を防止するため、シルバーマルチ、シルバーテープを設置する。 （判断、防除に関する措置） <ul style="list-style-type: none"> ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を行う。 ・同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域で薬剤抵抗性が確認されている薬剤は使用しない。

ピーマン	うどんこ病 (予防に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・ 抵抗性品種を使用する。 ・ 過繁茂を避け、日当たり及び風通しを良好に保つ。 ・ 乾燥条件下で多発しやすいことから、水管理に留意する。 ・ 窒素過多を避ける。 (判断、防除に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・ 生物農薬を活用する。 ・ 発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を行う。
	アザミウマ類 (予防に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・ 苗を介したほ場への持込みを防ぐため、育苗床での防除を徹底する。 ・ ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 (判断、防除に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・ 発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を行う。 ・ 同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域で薬剤抵抗性が確認されている薬剤は使用しない。
タマネギ	白色疫病 (予防に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害の多いほ場及びその周辺で栽培しない。 ・ 苗床及びほ場の排水を良好に保つ。 ・ 窒素過多を避ける。 ・ 1年から2年間の輪作を行う。 ・ 定植(移植)の際は、健全な苗を厳選し、保菌苗を持ち込まない。 ・ 過去に発病したほ場では育苗しない。 (判断、防除に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・ 発病葉や発病株を速やかにほ場外へ持ち出し、適切に処分する。 ・ 本病害は水媒伝染することから、降雨前後の防除を徹底する。 ・ 発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、適期に薬剤散布等を行う。
	べと病 (予防に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・ 越年発病株を速やかに取り除く。 ・ 明暗きょにより排水路を確保する等、ほ場内の排水対策を実施する。 ・ 過去に発病したほ場では育苗しない。 ・ 発生状況に応じて、苗床の土壌消毒を実施する。 ・ 苗床の発病株を適切に処分する。 ・ 前作での発病程度に応じて、連作を回避し(ほ場をローテーションする)、またはほ場での夏期のたん水処理を実施する。 (判断、防除に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・ 発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、適期に薬剤散布等を行う。 ・ ほ場において、発病株を速やかに取り除き、ほ場内及びその周辺に残さないよう適切に処分する。 ・ 作物残さを適切に処分する。

ネギ	アザミウマ類 (予防に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・露地栽培ではシルバーマルチによる被覆を、施設栽培では防虫ネットによる被覆及び施設周囲への光反射シートの敷設を行う。 ・マルチの敷設により、土中での蛹化を防ぐ。 (判断、防除に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・粘着シート等による誘殺を行い、発生状況の早期把握に努める。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を行う。 ・同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域で薬剤抵抗性が確認されている薬剤は使用しない。 ・作物残さを適切に処分する。
	アブラムシ類 (予防に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・育苗期間中に、防虫ネット、べたがけ資材等により被覆する。 ・有翅虫の飛来を防止するため、シルバーマルチ若しくはシルバーテープまたは風上方向に防風垣若しくは防風ネットを設置する。 (判断、防除に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を行う。 ・同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域で薬剤抵抗性が確認されている薬剤は使用しない。
	ネギコガ (予防に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・幼虫は葉内を加害することから、防虫ネット等の活用により、葉内への潜入防止に努める。 (判断、防除に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を行う。
	ネギハモグリバエ (予防に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・施設栽培では、施設開口部を防虫ネット、寒冷紗等により被覆する。 ・施設栽培では、本害虫の施設内への侵入防止のため、紫外線除去フィルムを使用する。 (判断、防除に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・粘着シート等による誘殺を行い、成虫の発生時期や量の早期把握に努める。 ・施設栽培では、成虫の密度低下のため、粘着シート等を多数設置する。 ・被害葉及び作物残さは本害虫の発生源となるため、速やかに適切に処分する。 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を行う。
	黒斑病 (予防に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・多発ほ場では、連作を避ける。 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・多湿条件下で発生しやすいことから、ほ場の排水を良好に保ち、風通しを良くするために、密植を避ける。 ・窒素過多及び肥料切れを避ける。

ネギ	黒斑病（つづき） (判断、防除に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・発病茎葉を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を行う。 ・作物残さを適切に処分する。
	さび病 (予防に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・肥料切れにならないよう、適正な施肥管理を行う。 ・窒素過多を避ける。 (判断、防除に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・発病茎葉や発病株を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を行う。 ・作物残さを適切に処分する。
	バト病 (予防に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・多発ほ場では、連作を避ける。 ・ほ場の排水を良好に保つ。 ・風通しを良好に保つ。 (判断、防除に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・発病茎葉及び発病株を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を行う。 ・作物残さを適切に処分する。
ニンジン	黒葉枯病 (予防に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・健全な種子を使用する。 ・連作を避ける。 ・多湿とならないよう、ほ場の排水を良好に保つ。 ・乾燥条件下で多発しやすいので、敷わらやかん水により乾燥を防ぐ。 ・肥料切れにならないよう、適正な施肥管理を行う。 (判断、防除に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を行う。 ・同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域で薬剤耐性が確認されている薬剤は使用しない。
	アブラムシ類 (予防に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・有翅虫の飛来を防止するため、シルバーマルチ若しくはシルバーテープまたは風上方向に防風垣若しくは防風ネットを設置する。 (判断、防除に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を行う。 ・同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
サトイモ	

④ 花き類

キ ク	アザミウマ類 (予防に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草及び作物残さを適切に処分する。 ・施設栽培では、発生抑制のため、紫外線除去フィルムを使用する。 ・施設栽培では、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、本害虫の施設内への侵入を防止する。 ・マルチの敷設により、土中での蛹化を防ぐ。 (判断、防除に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を行う。 ・薬剤抵抗性が発達しやすいため、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
	アブラムシ類 (予防に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草及び作物残さを適切に処分する。 ・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。 ・有翅虫の飛来を防止するため、シルバーマルチ若しくはシルバーテープまたは風上方向に防風垣若しくは防風ネットを設置する。 (判断、防除に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を行う。 ・薬剤抵抗性が発達しやすいため、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
	ハダニ類 (予防に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草及び作物残さを適切に処分する。 ・苗を介したほ場への持込みを防止する。 ・施設内温度が高いほど本害虫の増殖が旺盛となることから、適正な温度管理に努める。 ・施設栽培において多発した場合には、改植時に施設内の作物残さを全て除去し、7～10日間程度密閉し、蒸込み処理を行う。 (判断、防除に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を行う。 ・薬剤散布を行う場合は、薬液が葉裏にも十分付着するよう、丁寧に散布する。 ・施設栽培では、くん煙剤の使用も有効である。 ・同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
	白さび病 (予防に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・健全な親株を用いる。 ・抵抗性品種を使用する。 ・株元へのかん水を実施する。

キ	白さび病（つづき）
ク	<p>（予防に関する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設栽培では、施設内が多湿にならないよう、不要な下葉や脇芽を除去し、密植を避け、換気を実施する。 <p>（判断、防除に関する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病葉を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による初期発生の把握に努め、発生初期から定期的に薬剤散布を行う。 ・同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域で薬剤耐性が確認されている薬剤は使用しない。

⑤ 作物共通

作物共通	オオタバコガ (予防に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・防虫ネット等の使用により、成虫の飛来及び産卵を防ぐ。 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培では、成虫の侵入防止対策として、換気窓等の施設開口部への防虫ネットによる被覆や防蛾灯(黄色灯)の夜間点灯を行う。 ・交信かく乱剤を使用する。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理を行う。 (判断、防除に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・寄生果を見つけ次第、除去する。 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を行う。 ・結球野菜では、結球内部に食入した場合に防除が難しくなることから、結球前の防除を徹底する。 ・作物残さを適切に処分する。
	果樹カメムシ類 (予防に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・発生の多い地域では、防虫ネットまたは多目的防災網の設置や袋掛けを行う。 ・施設栽培では、防虫ネット等で施設開口部を覆うことにより、侵入防止を図る。 (判断、防除に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・本害虫の発生量や発生時期は、地域や園地で差があることから、発生予察情報を参考に、飛来のタイミングに合わせ(主に夕方)、園地内の見回り等を実施する。 ・すぎ林やひのき林の隣接園では、被害が多いことから特に発生状況に留意する。 ・果実肥大期から成熟期まで加害が続くことから、飛来が確認された園地では薬剤散布等を行う。 ・防虫ネット等の設置や袋掛けを行わない樹種の場合、地域一斉に薬剤散布を行うと防除効果が高まる。
	コナガ (予防に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・防虫ネット等の使用により、成虫の飛来及び産卵を防ぐ。 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培では、成虫の侵入防止対策として、換気窓等の施設開口部への防虫ネットによる被覆を行う。 ・交信かく乱剤を使用する。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理を行う。 (判断、防除に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・卵や若齢幼虫が寄生している葉を見つけ次第、除去する。 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を行う。 ・結球野菜では、結球内部に食入した場合に防除が難しくなることから、結球前の防除を徹底する。

作物 共通	<p>コナガ（つづき）</p> <p>（判断、防除に関する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・作物残さを適切に処分する。
	<p>コナガに対する薬剤感受性(2015年、2018年病害虫防除室調査)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 低(殆どの地域で防除効果50%以下) …有機リン系、カーバメート系 ○ 地域によって変動するもの …ジアミド系 ○ 高(殆どの地域で防除効果80%以上) …ピリダリル、ピレスロイド系
	<p>シロイチモジヨトウ</p> <p>（予防に関する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防虫ネット等の使用により、成虫の飛来及び産卵を防ぐ。 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培では、成虫の侵入防止対策として、換気窓等の施設開口部への防虫ネットによる被覆や防蛾灯(黄色灯)の夜間点灯を行う。 ・交信かく乱剤を使用する。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理を行う。 <p>（判断、防除に関する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卵塊や若齢幼虫が群生している葉を見つけ次第、除去する。 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を行う。 ・結球野菜では、結球内部に食入した場合に防除が難しくなることから、結球前の防除を徹底する。 ・同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・作物残さを適切に処分する。
	<p>ハスモンヨトウ</p> <p>（予防に関する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防虫ネット等の使用により、成虫の飛来及び産卵を防ぐ。 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培では、成虫の侵入防止対策として、換気窓等の施設開口部への防虫ネットによる被覆や防蛾灯(黄色灯)の夜間点灯を行う。 ・交信かく乱剤を使用する。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理を行う。 <p>（判断、防除に関する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卵塊や若齢幼虫が群生している葉を見つけ次第、除去する。 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を行う。 ・結球野菜では、結球内部に食入した場合に防除が難しくなることから、結球前の防除を徹底する。 ・同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域で薬剤抵抗性が確認されている薬剤は使用しない。 ・作物残さを適切に処分する。

作物共通	ヨトウガ
	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防虫ネット等の使用により、成虫の飛来及び産卵を防ぐ。 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培では、成虫の侵入防止対策として、換気窓等の施設開口部への防虫ネットによる被覆や防蛾灯(黄色灯)の夜間点灯を行う。 ・交信かく乱剤を使用する。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理を行う。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卵塊や若齢幼虫が群生している葉を見つけ次第、除去する。 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を行う。 ・結球野菜では、結球内部に食入した場合に防除が難しくなることから、結球前の防除を徹底する。 ・作物残さを適切に処分する。

4 農林水産大臣が指示する指定病害虫の異常発生時防除の内容及び実施体制に関する事項

(1) 異常発生時防除とは

法第 24 条第 1 項において、農林水産大臣は、発生予察事業の実施により得た資料またはその他の事情を考慮し、指定病害虫の異常発生時かつ急激なまん延を防止するため、特に必要があると認めるときは、知事に国の総合防除基本指針や県総合防除計画に即し、当該指定病害虫の異常発生時防除を行うよう指示することができるものとされている。

(2) 「異常発生時」の基準(国指針第 5 第 2 項)

農林水産大臣は、発生予察調査やほ場調査等の結果、都道府県における指定病害虫の発生程度が、発生予察調査における「甚」の基準※を大きく上回り、かつ、その発生が局地的でない状況に至った場合等において、その都度速やかに当該指定病害虫の性質に関し専門の学識経験を有する者から、①まん延の速度が急激である状況、②通常の防除措置では農作物への損害の発生を抑えられない状況、③当期または次期作の農業生産に明らかな影響を及ぼす状況、に該当するかどうか等の意見を聴いた上で、異常発生時に該当するかどうかの判断を行うものとされている。

※ 発生程度(甚・多・中・少・無の 5 段階)の基準は病害虫毎に規定。J P P-N E T (一般社団法人日本植物防疫協会) に掲載の各作物の各論資料を参照。

<https://www.jppn.ne.jp/jpp/bouteq/hasseiyosatu kijyun.html>

JPP-NET:発生予察事業の調査実施基準(「発生予察事業の実施について」
(令和5年3月 27 日付け4消安第 7295 号植物防疫課長通知)より)



(3) 「異常発生時」防除の内容

① 指定病害虫のうち害虫

まん延の様式	害虫の例	異常発生時防除の内容
一般事項	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 早期収穫する。 ・ 被害株や被害果のほか、次期作の発生源となり得る作物残さの除去、被害樹の伐採、被害株のすき込み等を徹底する。 ・ 化学農薬による防除を地域一斉に実施する。 ・ 次期作に向け、ほ場内及びその周辺の管理(雑草の防除、土壌消毒等)を徹底する。
自然分散	(短距離飛翔性) アザミウマ類 【野菜等】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 早期収穫する。 ・ 被害株のほか、次期作の発生源となり得る作物残さの除去、すき込み等を徹底する。 ・ 化学農薬による防除を地域一斉に実施する。 ・ 次期作に向け、ほ場内及び周辺の管理(雑草の防除、施設栽培での蒸込み処理等)を徹底する。
	(長距離飛翔性) ハスモンヨトウ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 早期収穫する。 ・ 被害株のほか、次期作の発生源となり得る作物残さの除去、すき込み等を徹底する。 ・ 化学農薬による防除を地域一斉に実施する。

まん延の様式		害虫の例	異常発生時防除の内容
自然分散	歩行性	スクミリングガイ【イネ】	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ぐるみでほ場及び水路内の成員の捕殺を徹底する。 ・化学農薬による防除を地域一斉に実施する。 ・次期作に向け、地域ぐるみでのほ場内及び周辺の管理(冬期の耕起、泥上げ等)を徹底する。
人為分散	種苗	カイガラムシ類【カキ】	<ul style="list-style-type: none"> ・地域またはほ場を越えた種苗の譲渡または移動の制限を徹底する。 ・早期収穫及び未熟寄生果の除去を実施する。 ・発生部位や発生株の除去、被害樹の伐採等を徹底する。 ・化学農薬による防除を地域一斉に実施する。

② 指定病害虫のうち病害

まん延の様式		病害の例	異常発生時防除の内容
一般事項		—	<ul style="list-style-type: none"> ・早期収穫する。 ・発病株や発病果のほか、次期作の発生源となり得る作物残さの除去、被害樹の伐採、ほ場外での発病株のすき込み等を徹底する。 ・化学農薬による防除を地域一斉に実施する。 ・次期作に向け、ほ場内及び周辺の管理(土壌消毒等)や、健全な種苗の確保及び使用を徹底する。
自然分散	虫媒伝染	縞葉枯病【イネ】	<ul style="list-style-type: none"> ・発病株を一斉に除去し、ほ場内及び周辺に指定病害虫を媒介する害虫の寄生部位を残さないよう、作物残さを含めて適切な処分を徹底する。 ・指定病害虫を媒介する害虫に対して、化学農薬による防除を地域一斉に実施する。
人為分散	土壌伝染	べと病【タマネギ】 稲こうじ病【イネ】	<ul style="list-style-type: none"> ・早期収穫する。 ・発病株を一斉に除去し、ほ場内及びその周辺に残さないよう、作物残さを含めて適切な処分を徹底する。 ・化学農薬による防除(土壌消毒を含む。)を地域一斉に実施する。 ・次期作に宿主植物の作付けを行わない。
	種苗伝染	基腐病【カンショ】	<ul style="list-style-type: none"> ・発病株を一斉に除去し、ほ場内及びその周辺に残さないよう、植物残さを含めて適切な処分を徹底する。 ・化学農薬による防除(土壌消毒を含む。)を地域一斉に実施する。 ・次期作に宿主植物の作付けを行わない。 ・健全な種苗の確保及び使用を徹底する。

(4) 実施体制（各機関の役割）

① 県

ア 流通販売課

農林水産大臣の異常発生時防除に関する措置に係る指示を受けた後、部内関係課、市町村、関係団体へ情報共有を図るとともに、当該病虫害の異常発生時防除を行うべき区域及び期間その他必要な事項を定め、速やかに告示する。

イ 農業試験場病虫害防除室

県内全域の当該病虫害の発生状況の把握に努めるとともに、県内農業者等に対する防除対策の周知と防除指導を行う。

ウ 農林総合事務所、嶺南振興局二州農林部・農業経営支援部

管内の農業者及び農業者団体に対する防除指導を行う。

エ 農業試験場（高度営農支援課他）

病虫害防除室や農林総合事務所等が行う当該病虫害の防除指導について、技術的な助言を行う。

② 市町

県が行う当該病虫害の発生状況調査及び農業者に対する防除対策の周知等に協力する。

③ 農業協同組合等関係団体

県と連携し、当該病虫害の発生状況調査及び農業者等に対する防除指導を行うとともに、防除対策に必要な資材の確保等に努める。

5 指定病害虫の防除に係る指導体制並びに市町や農業者の組織する団体等との連携に関する事項

(1) 実施体制

本県における効果的な病害虫防除を推進するため、県関係機関、市町及び関係団体は下記の役割のもと、相互に密接な連携を図るものとする。

(2) 各機関の役割

① 県

ア 流通販売課

- ・本総合防除計画を策定し、防除推進体制を定めるほか、病害虫・雑草防除の適正な実施に資することを目的に農業指導者等を対象に農作物病害虫防除指針を作成しホームページで公開する。
- ・無人航空機安全防除講習会、農薬安全使用講習会等の開催による生産者への農薬安全使用の周知や、農薬管理指導士を認定により農薬使用の指導的立場にあるものを育成する。

イ 農業試験場病害虫防除室

- ・県内全域の病害虫発生予察事業を行うほか、各種予察情報を県ホームページ等で公開する。
- ・病害虫の耐性や抵抗性のモニタリング調査を実施する。

ウ 農林総合事務所、嶺南振興局二州農林部・農業経営支援部

- ・病害虫の発生状況や発生予察情報等を参考に、農業者団体等と連携し、農業者に対して防除対策を指導する。
- ・地域の農業者に対して、農薬適正使用に関する指導を実施する。

エ 農業試験場高度営農支援課

- ・農林総合事務所や病害虫防除室等と連携し、県内の病害虫の発生状況を把握し、普及指導員等へ指導助言を行う。

② 市町

- ・必要に応じて地域の農業者に対して、普及指導員や営農指導員と連携し、防除指導資料等を配布する。
- ・病害虫防除員を推薦する。

③ 農業協同組合等関係団体

- ・県や普及指導員と連携し、講習会等を実施するほか、農業者に対して防除指導を実施する。
- ・病害虫の発生に関する情報収集に努めるとともに、県と情報共有を図る。

6 その他必要な事項

(1) 農薬適正使用の普及推進

農薬使用にあたっては、農薬取締法に基づく「農薬を使用するものが遵守すべき基準を定める省令」を遵守した農薬適正使用の徹底に努め、事故のないよう安全使用を推進する。

① 適正な使用方法の厳守

- ・ 農薬取締法に基づいて登録された農薬の使用
- ・ 使用上の注意や被害防止方法等、ラベル表示記載事項の遵守
- ・ 農薬使用記録の記帳推進
- ・ 農薬容器等の適正な処分

② 農薬使用者の安全確保

- ・ 適正な防護具の着用と農薬散布技術の励行

③ 周辺環境への配慮

- ・ 周辺居住者等への周知及び被害防止
- ・ 河川への流出等、環境汚染防止
- ・ 人畜毒性及び魚毒性の低い低毒性農薬の使用
- ・ ミツバチ、魚介類、鳥類、家畜等への事故防止

④ 周辺作物への配慮

- ・ ドリフトによる飛散防止対策
- ・ 周辺農産物にも登録のある農薬の優先使用
- ・ 農薬散布器具等の十分な洗浄
- ・ 農薬使用者相互の連絡

○参考資料1 「農薬使用者への重点指導内容」

1 農薬を購入するとき

(1) 必要な農薬をよく検討する

- ・栽培している農作物、発生している病害虫から、必要な農薬を選定する。
- ・なるべく多くの種類の農作物に適用のある薬剤を選ぶことも検討する。

(2) ラベルをよく確認する

- ・ラベルに登録番号等の記載があるかをよく確認する。
- ・特に、ラベルが日本語で書かれていないものは、無登録農薬の可能性が高いので注意する。

(3) 必要な量だけ購入する

- ・使用面積、使用回数等から農薬の必要量を算出して、必要な量だけを購入するようにする。(最終有効年月を過ぎた農薬は使用しないよう努めなければならない。)

2 農薬を使用するとき

(1) 収穫する日を見込んで使用する

- ・あらかじめ収穫する日を見込んで(計画して)農薬を使用する。(農薬には、使用時期が「収穫〇〇日前」と決められているものもある。)

(2) ラベルに書かれている使用方法を必ず確認する

- ・使い慣れた農薬でも、登録内容に変更があるので、使用前には必ずラベルを読むことを習慣にする。また、常に最新の情報を入手して確認する。

(3) 農薬名、散布日などを記録する

- ・使用した農薬名、使用月日、使用量などを記録することにより、誤って使用基準に違反することを未然に防ぐ。

○参考資料2 「防護衣・防護具」

安全装備の基本として、右図のように、皮膚が薬液に触れないよう防水性のある保護衣をはじめ、農薬用マスク、皮膚の露出を防ぐために帽子、保護メガネ、手袋、ゴム長靴を付ける。

また、とくに注意を要する農薬には、注意事項や被害防止方法農薬用マスクや保護メガネなどの防護衣・防護具が記載されている。必ず確認し、ラベルに従う。



○参考資料3「農薬中毒の対処法」

農薬の使用にあたっては、毒性に注意し事故のないように気をつけることが必要であるが、万一中毒になった場合は、まず、すべての毒物中毒に共通する応急手当を行い、すみやかに医師に連絡して処置してもらうことが大切である。

農薬による中毒は、作用が急激に現れるものが多いので、中毒者の早期発見が第一である。

中毒を発見した場合の対処法

- (1) 中毒者に対して応急処置を行う。
- (2) 中毒者に意識があれば中毒した農薬名と中毒の経過を聞き出しておく。
- (3) 医師に連絡する。この時、大人、子供の区別、中毒した農薬の名称、中毒の経過、症状なども一緒に知らせる。もし、中毒者の吐物、ふん尿などがあれば保存しておき、あわせて提示する。

応急処置

- 皮膚からの中毒の場合は、直ちに着衣を脱がせ、皮膚を大量の水または石けんでよく洗う。
- 汚れた衣服をとり除き保温に注意する。
- 皮膚の障害、皮膚炎が起きたら、軽症の場合は水でよく洗い、オリーブ油などの植物性油を塗る。
- 吸入による中毒の場合は、すみやかに空気のきれいな日陰に運び、衣服をゆるめて呼吸を楽にさせ、安静にさせる。
- 誤って飲みこんだ場合は、直ちに水を多量に飲ませて、指やサジなどの柄で、のどの奥を刺激して胃中のものをくりかえし吐かせる。なお、この場合、食塩水を飲ませてはならない。
- 患者が意識不明の時及びけいれんを起こしている時などは吐かせてはならない。
- 排尿は寝たままで行わせる。
- 心肺停止した場合には、救急車が来るまで心臓マッサージを行う。
- 安静と体温保持につとめる。
中毒患者には精神的にも肉体的にも安静を保たせる。
医師のところへ連れていく場合にも、患者の体力を消耗させないようにするため、タンカ等に乗せて静かに運ぶ。
- 眼に薬剤が入ったときには、ただちに流水で眼を開閉しながらよく洗うこと。

問い合わせ先

(公財)日本中毒情報センター

中毒110番(大阪)072-727-2499 365日24時間対応

(つくば)029-852-9999 365日24時間対応

化学物質(タバコ、家庭用品など)、医薬品、動植物の毒などによって起こる急性の中毒について情報提供している。異物誤飲(石ころ、ビー玉など)や食中毒、慢性の中毒(アルコール中毒、シンナー中毒など)や常用量での医薬品の副作用は受け付けていない。

○参考資料4「残留農薬基準値の超過防止」

◎ 基準を超える農薬が検出される例

1 農薬散布時の飛散（ドリフト）防止対策が不十分で起こる例

[ケース1] 隣接ほ場の作物に登録のない農薬が飛散した場合

例) ①水稻に散布した殺菌剤（ナスには登録がない）が、ナスに飛散したため、収穫されたナスから基準を超える農薬が検出された

例) ②水稻に散布したピーマンに登録のない殺菌剤が、ピーマンほ場に飛散

例) ③大麦に散布した一寸ソラマメやキャベツに登録のない殺菌剤が、一寸ソラマメや春キャベツほ場に飛散

[ケース2] 隣接ほ場の収穫直前の作物に農薬が飛散した場合

例) ①大豆に散布した殺菌剤が、隣接している収穫直前の水稻に飛散したため、収穫された米から基準を超える農薬が検出された

例) ②水稻に散布した殺虫剤が、収穫中のナスやピーマンに飛散

例) ③キャベツの定植後に全面土壌散布した除草剤が、隣接する収穫期の水稻に飛散

[ケース3] 隣接ほ場に残留しやすい作物があった場合

例) ナスに散布した殺菌剤が、軽量・小型の葉菜であるネギに飛散したため、収穫したネギから基準を超える農薬が検出された。

2 不注意

例) ①防除機のホースの先端に、前回別の作物に使用した農薬が残っており、洗わずにそのまま使ってしまい基準を超える農薬が検出された。

例) ②水稻の育苗箱施薬剤を使用した育苗残土を育苗施設に廃棄し、その後栽培した野菜から箱施薬剤の成分が基準を超えて検出された。

◎対策

1 農薬の使用に関する基本的な対策

(1) 使用基準の確認

○農薬（瓶、袋）に書かれている「使用基準」を確認し、散布できる作物、使用時期、使用量、希釈倍率、総使用回数を遵守する。

(2) 適正量の散布

○散布量は作物の形態や生育ステージなどによる目安を守り、散布量が必要以上に多くならないようにする。葉面が濡れたらそれ以上散布しても付着せず流れ落ちてしまう。

(3) 風に注意

○飛散の最大の要因は風であるため、風のない時か弱いとき（風速3m/秒以下を目安）に注意して散布する。散布中でも風が強まったら、ただちに農薬散布をやめる。

(4) 散布の位置と方向、ノズル

○散布ノズルの位置や角度により、遠くまで飛び散ることがあるので、対象作物に近づけて散布し、対象作物のみにかかるようにする。

○隣接ほ場や用排水路にかからないように、ほ場の内側に向かって散布する。

○飛散防止散布ノズルを使用する。

- (5) 散布器具の使用後の洗浄
- タンクに薬剤が残らないように、散布する分だけ調製し、ほ場内で全て使い切る。
 - 先に散布した農薬が、次に散布する作物に残留する場合がありますので、使用後のタンクやホースに残液が残らないようにきれいに洗浄する。(散布中に薬剤を替える時も、必ず洗浄する。)
- (6) 使用した農薬等の記帳
- 適正に農薬を使用したことを証明するため、産地で統一した記帳日誌に農薬等の使用状況を必ず記入する。

2 ドリフト（農薬飛散）の低減

- (1) 地域一体となった対応
- 周辺作物、立地条件、農薬の種類など、多くの要因がドリフトに関係しているため、地域単位でリスクを減らす対策を考えていく必要がある。
 - ・集落等で、できるだけ同一作物となるように作付け計画を立てる。
 - ・広範囲に農薬が飛び散るような大型防除機を使用する集団は、事前に協議し、特に周辺作物に気をつけて農薬を散布する。
- (2) 隣接ほ場の農家との連絡・調整
- 隣接ほ場の農家とお互いに連絡をとり、散布する日の調整を行う。
 - ・お互いの収穫日を考慮し、散布時期を計画する。
 - ・散布日が隣接ほ場の収穫日と重なった場合は、日を改めて散布する。
 - 農薬を散布する場合は、隣接ほ場の農家に連絡し、注意を促す。
 - ・ハウスの窓等を閉めてもらう。
- (3) 飛散しにくい農薬等や影響のない農薬を使用
- 粉剤や液剤は粒子が小さく飛散しやすいため、周辺の状況にあわせて飛散しにくい粒剤（育苗箱施用剤等）に変更する。
 - 隣接ほ場の作物を確認し、隣接ほ場の作物にも適用のある農薬を使用する（一律基準が設定されていることが少ない）。
 - 飛散しても影響の少ない性フェロモン剤、生物農薬、特定農薬等を選定する。
- (4) 総合的病害虫防除により農薬の散布回数を低減
- 耕種的、生物的、化学的、物理的な防除法をうまく組み合わせ、経済的な被害が生じるレベル以下に病害虫の発生を少なくし、農薬の散布回数を減らす。
 - ・天敵やフェロモン剤等を導入し、病害虫の発生密度を減らす。
 - ・耕種的防除（病気で枯れた株の除去、ほ場内外の雑草除去など）により病害虫の発生源を減らす。
 - 病害虫発生予察情報やほ場での病害虫の発生状況を確認し、必要以上の散布を行わない。
- (5) 散布する上での工夫
- 微細な粒子ほど少しの風でも飛散しやすくなる。一般的なノズルは平均粒径が0.1mm以下と細かいため、使用目的に合わせ、粒径の大きいノズル（飛散防止散布ノズル）を選ぶ。
 - 散布圧力を上げすぎると風圧により薬液が飛散しやすくなるので、適正に調節する（圧力を上げすぎない）。

○除草剤の散布時には、フードの装着などで飛散を軽減する。

(6) 遮蔽シート・ネット等の設置

○隣接ほ場の境界域から距離を空けて散布する（緩衝地帯を設ける）ことが好ましいが、境界域寸前まで防除が必要な場合は、遮蔽物等を設置する。

- ・隣接ほ場の境界域に防風ネットの設置や緩衝作物（ソルゴーやライ麦）を栽培する。

*隣接作物による残留リスクの違い

作物の種類や形態によって、飛散を受けた場合の残留リスクが異なる。

- ・軽量・小型のものはリスクが大きい（ホウレンソウ、ネギ、ウメなど）
- ・外皮や莢を剥くものや可食部が地下にあるものはリスクが小さい（ソラマメ、ダイコン、サトイモなど）

リスクの程度	作物の種類や形態	代表的な作物
	軽量・小型の葉菜類	コマツナ、ホウレンソウ、みずな、ネギなど
	根菜類の葉	ダイコンの葉、カブの葉など
	莢ごと食べる豆類	サヤエンドウ、サヤインゲン、エダマメなど
	小型果実	ウメなど
	軽量の野菜類	ピーマン、シシトウなど
	果菜類	ナス、トマト、キュウリなど
	重量のある葉菜類	キャベツ、ハクサイなど
	花蕾を食べる野菜	ブロッコリー、カリフラワーなど
	果実(皮を剥かないで分析するもの)	カキ、ナシ、ブドウなど
	果実(皮を剥いて分析するもの)	スイカ、メロン、温州みかん、モモなど
	外皮・莢を除いた種子を食べる作物	一寸ソラマメ、スイートコーンなど
	穀類	稲、大麦、大豆など
	可食部が地下にある作物	ダイコン、カブ、タマネギ、ラッキョウ、サトイモ、サツマイモ、バレイショなど

*ポジティブリスト制度

すべての農薬について食品中の残留基準を設定し、基準を超過した食品の販売等を原則禁止する制度（食品衛生法 2003 年改正）。基準値、暫定基準値（コーデックス基準・外国の基準などを考慮した基準）が設定されていない農薬の基準値は一律 0.01ppm。

○参考資料5 「農薬の保管」

農薬は長期間貯蔵しておくこと、貯蔵中に変化して薬効が低下したり、薬害が出やすくなったりすることがある。また、保管管理も不注意になり、事故が起こりやすいので必ず計画的に購入し、長時間貯蔵しないようにする。また、地震対策についても十分留意し、農薬事故を起こさないようにする。

1 農薬を保管するときは、次のことを厳守する。

- ア 薬剤は密栓して、必ず保管庫などの保管場所にしまう。
- イ 保管場所には必ず鍵をかけ、盗難や紛失の防止、その他誤用のないようにする。
- ウ 保管場所は、薬剤が飛散したり、地下にしみ込んだり、または流れ出るおそれのない場所とする。
- エ 毒物及び劇物に該当する農薬の保管場所に「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を所定どおり書いておく。
- オ 薬剤を他の容器へ入れてはならない。特に飲食物の容器には入れないこと。
- カ 容器の破損などにより止むを得ず移し替えたものを保管する場合には、この容器に次の事項を書いておくとともに元の容器ラベル等を保管しておく。
 - (a) 名称、できればその成分及び含有量。
 - (b) 毒物及び劇物に該当する場合は「医薬用外」の文字、及び赤地に白で「毒物」、白地に赤で「劇物」の文字。
- キ 薬剤は、温度の高いところ、日光を受けるところ、湿気の多いところに長く置かないようにする。
- ク 薬剤を大量に保管する場合には、消防法に定める危険物の規制を受けるので、所轄の消防本部の許可または届出が必要。

2 地震対策として次の点に留意し保管すること。

- ア 保管庫を固定、補強する。
- イ 保管庫等が低地にある場合は安全な高い所に移す。
- ウ 転倒時に破損しやすいものや液剤等はトレイに入れ保管庫内の下段に置く。
- エ 農薬が流失・飛散した場合に備え、農薬専用の掃除用具や土・砂・ベントナイト等を常備する。

○参考資料6「使用済み農薬及び空容器などの処理」

1 基本的考え方

農薬は余らせて廃棄することのないように全てを使いきる。
使用済み容器の洗浄液等は農薬散布液調製に用いるなど、ほ場内で処理する。
洗浄済み空容器は他の用途には絶対に使わず、環境に影響を与えないよう適切に処理する。
容器はほ場などに放置することなく安全な場所に収納する。

2 容器中の付着農薬の除去法

農薬は、薬液が余ることがないように調製を行い、使いきる。
散布に使用した器具・容器の洗浄水は河川などに流さない。
空容器、空袋等は、環境や水産動物に影響を与えないよう、適切に処理する。

(1) 瓶や缶状の容器(ガラスビン、プラスチックボトル、アルミなどの洗える袋)

中身の薬液がボタ落ちしなくなるまで容器を逆さまにして、薬液を散布機や希釈容器に移し替える。

容器に約1/4の水を加えてよく振り、散布液調製に使用する。

この操作を3回繰り返し、目に見えるような付着分がないことを確認したら、容器内の水をよく切って保管する。

(2) 袋状の容器

袋を軽く叩いて中身を散布機等に入れ、目に見えるような付着分がないことを確認したら、たたんで保管する。また、袋は作業中に風などで飛ばされないよう小石などで押さえ、作業終了後に放置することなく、必ず回収する。

3 付着農薬を除去した空容器の処分方法

付着農薬を除去した空容器は他の用途には絶対に使わず、以下のように適切に処理する。

- ・農家等農薬空容器の排出事業者自身で、許可を受けた廃棄物処理業者に処理を委託する。
- ・JAや市町が回収・処分しているところでは、定められた方法に従う。

(2) 無人航空機による防除

水稻を中心に利用されている無人航空機は、散布面積が延べ1万5千ha(無人ヘリのみの集計)を超えており、病虫害防除の重要な手段となっている。しかし、無人航空機については高度な技術等を必要とするところであり、操作ミスや連携ミス等が、重大な事故につながることから、その利用には細心の注意を払う必要がある。

このため、実施に当たっては、国の「無人ヘリコプターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」・「無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」(令和元年7月30日付け元消安第1388号農林水産省消費・安全局長通知)及び県の「無人航空機利用空中散布等作業実施要領」に基づく危被害防止対策を講じるよう指導を強化する。

① 公共施設や居住者に対する事前周知の徹底

② 危被害防止の徹底

- ・ 散布区域及びその周辺の危険箇所(構築物等)の事前点検
- ・ 作業員の適切な配置と連携確認
- ・ 関係者以外の散布実施区域内への侵入防止
- ・ 通学時間や通勤時間帯の作業休止

③ 危機対策の徹底

- ・ 関係機関との連絡調整
- ・ 緊急時の連絡確認

(3) その他参考資料

○参考資料7 「福井県総合的病害虫・雑草管理(IPM)実践指針」

福井県総合的病害虫・雑草管理（IPM）実践指針

（平成28年3月策定）

（令和3年1月最終改定）

1. 総合的病害虫・雑草管理の定義等

(1) 定義

本指針では、IPMを雑草の管理を含め、総合的病害虫・雑草管理と定義する。

総合的病害虫・雑草管理とは、利用可能なすべての防除技術について経済性を考慮しつつ慎重に検討し、病害虫・雑草の発生増加を抑えるための適切な手段を総合的に講じるものであり、これを通じ、人の健康に対するリスクと環境への負荷を軽減、あるいは最小の水準にとどめるものである。また、農業を取り巻く生態系の攪乱を可能な限り抑制することにより、生態系が有する病害虫及び雑草抑制機能を可能な限り活用し、安全で消費者に信頼される農作物の安定生産に資するものである。

(2) 目的

現在、我が国で使用されている化学農薬は、人の健康や食品の安全性、環境への影響を厳しく評価した上で登録されており、使用基準に定める使用方法を遵守していれば、人の健康や環境に対して悪影響を与えるものではない。

しかしながら、「食料・農業・農村基本計画」（平成17年3月25日閣議決定）において、「環境保全を重視した施策の展開」を図ることが改革に当たっての基本的視点として位置づけられ、環境問題に対する国民の関心が高まる中で、農業生産活動に伴う化学農薬の使用については、人工化合物の開放系への放出を意味し、また、その多くが食用作物に対して行われることを考慮すれば、細心の注意を払い、かつ、必要最小限に抑える取組が必要不可欠である。このため、農業者は、人の健康に対するリスクと環境への負荷の低減を図るために一層努力することが、化学農薬の使用者としての責務であることを自覚し、環境保全等に向けた取組を積極的に推進する必要がある。

以上のことから、IPMの目的を、人の健康に対するリスクと環境への負荷を軽減あるいは最小限にし、我が国農業全体を環境保全を重視

したものに転換することにより、消費者に支持される食料供給を実現することと位置付ける。

(3) メリット

IPMの推進は、以下のとおり、農業者と消費者の双方にメリットがあり、これらのメリットを通じて、消費者をはじめとした国民から真に支持される食料供給の実現が図られるものである。

① 農業者にとってのメリット

IPMは、経済性を考慮しつつ適切な防除手段を総合的に講じるものであるが、その際、病害虫・雑草の発生状況に応じて、化学農薬等の使用を含む多様な防除手段の中から最も適当なものを選択して、適切に講じることが求められる。病害虫・雑草の発生状況に対応した最適な防除手段には、経済的に受け入れ可能なコストにより、安全で消費者に信頼される農作物の安定した生産を確保できるという農業者側のメリットがある。

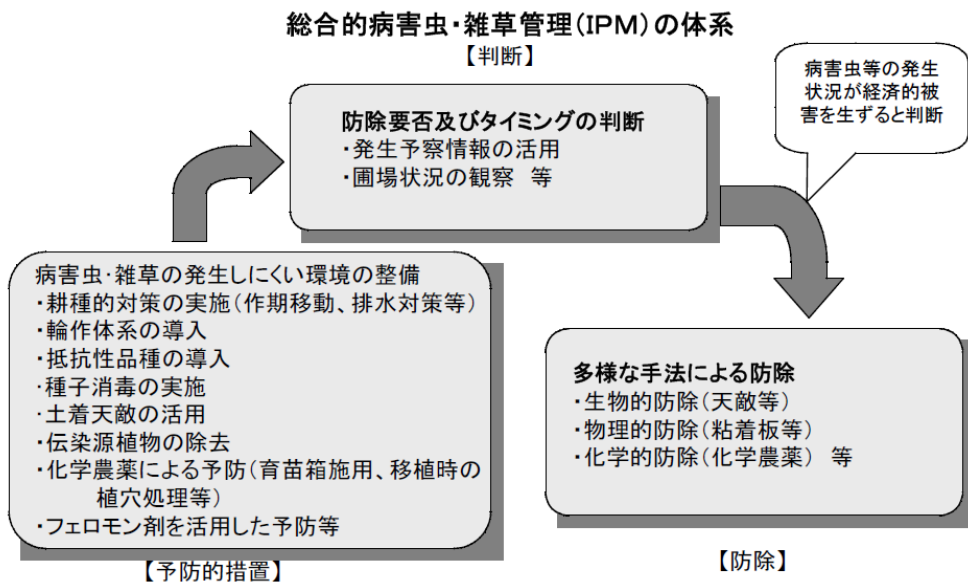
② 消費者にとってのメリット

I P Mは、利用可能なすべての防除技術を経済性を考慮しつつ慎重に検討し、病害虫・雑草の発生増加を抑えるための適切な手段を総合的に講じるものであり、これを通じ、人の健康に対するリスクと環境への負荷を軽減、あるいは最小の水準にとどめるものである。その結果として、化学農薬の使用を必要最小限に抑えることとなり、消費者側にとっても多大なメリットがある。さらに、農業者による I P Mの実践により、農作物の農薬使用履歴等の栽培管理状況に関する情報が記録されることにより、消費者は、その情報を知る機会を得るというメリットもある。

2. I P Mの基本的な実践方法

I P Mは、以下の体系図に示すとおり、以下の3点の取組を行うことが基本である。

- ① 輪作、抵抗性品種の導入や土着天敵等の生態系が有する機能を可能な限り活用すること等により、病害虫・雑草の発生しにくい環境を整えること
- ② 病害虫・雑草の発生状況の把握を通じて、防除の要否及びそのタイミングを可能な限り適切に判断すること
- ③ ②の結果、防除が必要と判断された場合には、病害虫・雑草の発生を経済的な被害が生じるレベル以下に抑制する多様な防除手段の中から、適切な手段を選択して講じること



3. I P M実践指標の策定について

(1) I P M実践指標の策定の必要性

現在、化学農薬の使用回数の削減や生物農薬の利用等に積極的に取り組んでいる事例が農業生産現場で見られるようになってきている。しかしながら、このような現場においても、例えば、化学農薬に代わる適切な防除手段がない場合に、化学農薬の使用回数の削減のみを目標とすると、農業者にとって、かえってコスト・労力面で過重な負担を強いられるという事態が生じかねない。この場合、I P Mの基本点を踏まえて、単に化学農

薬の使用回数のみに着目するのではなく、環境に配慮した散布方法や飛散しにくい剤型及び選択性の高い農薬の使用等の環境負荷の軽減に向けた取組が導入されることが重要である。

以上のことを踏まえて、I P Mに関する理解を促進し、その考え方を正しく農業生産現場に反映させるため、農作業の各工程におけるI P Mを実践するための具体的な取組を示し、I P Mを実践する農業者自身による目標の設定並びに各取組についての確認及び評価を連続的に行うことができるI P M実践指標を策定する必要がある。

しかし、病害虫・雑草の発生態様は、地域によって様々であり、地域の実情を踏まえた最適な防除手段を選択することが必要となることから、福井県において、具体的な実践指標（以下「I P M実践指標」という。）を策定した。

(2) I P M実践指標とは

I P M実践指標は、I P Mを実践する上で必要な農作業の工程（以下「管理項目」という。）と各工程における具体的な取組内容（以下「管理ポイント」という。）を示すことで、農業者自身がI P Mに関する取組の程度を容易に把握するためのものである。

農業者は、管理ポイント毎に、前年の実施状況や今年度の目標と照らし合わせ、取組の評価を行い、翌年度の取組に反映させる。

なお、「食料・農業・農村基本計画」を踏まえ、農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべきものとして平成17年3月に策定された「環境と調和のとれた農業生産活動規範」（平成17年3月31日16生産第8377号農林水産省生産局長通知）においても、上記I P Mの基本となる3点の考え方に基づいた基本的な取組が求められている。I P M実践指標は、同規範が求める基本的な取組から、I P Mの概念により一層合致した具体的な取組へとステップアップしていくための道標を提供するものである。

(3) I P M実践指標策定上の留意点

- ① I P Mの基本である3点の取組（予防的措置、判断、防除）を管理ポイントに反映
- ② 農業者が実践度を簡単に評価できる客観的で分かりやすい記述
- ③ 農業者がそのコスト・労力面においても実施可能な手法を管理ポイントとして設定
- ④ 管理ポイントは、I P Mを実践する上で真に必要なものに限定し、必要以上に多く設定しない。
- ⑤ 地域段階でのまとまった取組を積極的に評価することができるよう、管理ポイントを設定。
- ⑥ 化学農薬は、効果的・効率的な防除を実施する観点から、I P Mを実践する上で重要な防除手段の一つであるが、その使用に当たっては、適切な種類の選択、使用量及び使用方法を重要な管理ポイントとして設定。
- ⑦ 農薬等の使用履歴を含めた栽培管理状況に関する記録は、I P Mを実践したか否かを確認する上で極めて重要であり、また生産された農作物の安全性についての消費者の信頼を得る上でも必要不可欠なものである。したがって、栽培管理状況につい

て記録することを重要な管理ポイントとして設定。

- ⑧ 病害虫・雑草の発生状況等により地域ごとに適切な病害虫・雑草管理手法が異なることが想定されることから、管理ポイントに病害虫・雑草の発生状況等に応じた選択肢を設けることにより、地域の実情に応じたIPM実践指標を策定。

4. IPM実践指標に基づくIPMの具体的な推進方策

(1) IPM実践農業者のモデル的育成

IPMを実践する農業者（以下「IPM実践農業者」という。）を育成するためには、実証ほの設置等により、IPMの趣旨・効果を農業者に理解してもらうことが重要である。

また、IPMを実践するモデル地域（以下「IPMモデル地域」という。）を設定し、当該地域に適用されている栽培暦にIPM実践指標をチェックリストとして添付すること等により、次のような指導を行うことが重要である。

- ① IPMモデル地域の農業者の実情を正しく把握した上で、IPM実践指標に照らし、当該地域における目標を明確に定める。
- ② IPM実践指標に記録した取組結果について評価を行い、翌年度の取組に反映させる。
- ③ 化学農薬、生物農薬等の使用履歴を記録し、いつでも情報提供できる状態とする。

(2) IPM実践指標の活用方策

IPM実践指標の具体的な活用方策としては、各農業者が自己点検した結果を以下の考え方で指数化する。

IPM指数＝実施した管理ポイントの点数の合計／当該年度の病害虫の発生状況等から対象となる全管理ポイントの最高点数の合計×100

IPM指数	評価結果
指数80以上（IPM実践農業者）	A
指数60以上80未満（IPM実践途上農業者）	B
指数60未満（IPM準備中農業者）	C

(3) IPMモデル地域外への普及

IPM実践農業者の育成は、IPMモデル地域における成果を踏まえ、指導者研修等を行い、その指導力の向上を図りつつ、可能な限り本県全域で広めていくことが重要である。

5. IPMの推進に向けた課題

本県は、IPMを推進するため、IPM実践指標（別添）を策定した。この実践指標は、新たな技術や実証データの蓄積状況により随時見直しを行うとともに、これまでの防除暦の内容についても見直す必要がある。

その際に留意すべき事項として以下の点が考えられる。

(1) I P M実践指標の改善に向けた取組

① 新技術の導入に当たっての実証

I P Mの推進を図る上では、人の健康に対するリスクと環境への負荷を軽減あるいは最小の水準にとどめるための新たな防除技術・管理手法を導入することが重要である。農業者に新技術の普及を図る上では、当該技術が十分な防除効果を有することはもちろんであるが、その際のコスト・労力が慣行防除・管理と比較し、農業者にとって負担とならないことも極めて重要である。このため、I P M実践指標の管理ポイントに新たな技術を導入する際には、コスト・労力に十分留意し、当該技術の実証を行う必要がある。

② 農業者自身で実施可能な調査手法等の導入

I P Mを実践する上では、病虫害の発生状況の予測及び監視が極めて重要である。また、生態系が有する病虫害及び雑草抑制機能を可能な限り活用する観点からは、例えば土着天敵の発生状況調査も重要である。このため、主要病虫害・雑草ごとに新たな要防除水準の設定や発生予察技術の高度化に努めるとともに、農業者自身で実施可能な病虫害・雑草及び土着天敵の同定診断手法並びに簡易の発生量調査手法の研修等を実施することにより、これらの手法の導入を積極的に推進する。

③ 環境負荷の軽減等に向けた農薬使用の推進

環境負荷の軽減等に向けた農薬使用を推進する上では、十分な効果が得られる最小の使用量や新たな飛散防止措置の効果の実証等を農業生産現場で実施し、その結果を踏まえた推進を図ることが重要である。その際には、このような取組はコストの低減にもつながるものであることについて農業者の理解が得られるように努める。

(2) 本県の防除基準及び防除暦の見直し等について

農業者が病虫害・雑草の防除を行う際に参考にする資料として、各農林総合事務所等や農業協同組合が作成する防除暦（栽培暦）がある。

今後、この防除暦の作成に当たっては、I P Mの定義と目的を可能な限り反映させ、病虫害・雑草の発生状況に応じ、多様な防除手段の中から適切な防除手段を選択することができるようにする。さらに、I P M実践指標を添付すること等により、I P Mの推進について関係機関の理解と協力を得られるようにする。

福井県IPM実践指標モデル(水稻)

管理項目	管理ポイント	今年度の実施状況
水田及びその周辺の管理	越冬害虫の発生密度を低くするため、秋のうちに、畦畔などの除草を行いましょ う。	
	田んぼの多年生雑草(オモダカ、クログワイなど)を少なくするため、稲刈り後、 早めに耕耘しましょう。	
健全種子の選定	病害予防のため、種子を更新しましょう。	
健全苗の育成	病害に強い、健全な苗を育成するため、地域の栽培ごよみ等に記載されている 播種量や施肥量を守りましょう。	
種子消毒	農薬による種子消毒あるいは温湯消毒を行いましょ う。 なお、農薬を使用する場合には、次のいずれかの方法を行い、環境にやさしい 農薬を心がけましょ う。 ①農薬を粉衣や吹付するなど廃液が出にくい方法 ②廃液を必ず活性炭などを通して処理する方法	
代かき	農薬の効果を安定させるため、代かきは丁寧に行い、田面をできるだけ均平に しましょ う。	
移植作業	健全な苗を選抜し、地域の栽培ごよみ等に記載されている栽植密度、本数を移 植しましょ う。	
雑草対策	水田初期除草剤を使用する場合には、環境への影響に十分配慮して処理しま しょ う。	
病虫害発生予 察情報の確認	病虫害防除室等が発表する発生予察情報を入手し、確認しましょ う。	
いもち病対策	葉いもちの伝染源をなくすために、水田内の置き苗は、必要がなくなったら早急 に取り除きましょ う。	
	葉いもちを防ぎ、穂いもちの伝染源を減らすため、育苗箱施薬を行いましょ う。	
斑点米カメムシ 対策	カメムシの発生や飛込みを減らすために、地域の栽培ごよみ等に記載されてい る時期に畦畔などの除草を行いましょ う。	
農薬の使用全 般	他の田んぼへの飛散を防ぐため、粒剤や投げ込み剤等飛散しにくい剤型のもの を使用しましょ う。	
作業日誌	各農作業の実施日、農薬を使用した場合の農薬の名称、使用時期、使用量な どの栽培管理状況を作業日誌として記録しましょ う。	

福井県IPM実践指標モデル(そば)

管理項目	管理ポイント	今年度の実施状況
ほ場及びその周辺の管理	明渠の整備や小畦立て播種等による排水対策を行い、そばの発芽と生育を揃えて雑草の発生抑制に努めましょう。	
病虫害対策	病虫害の発生源を減らすために、地域の栽培ごよみ等に記載されている時期に畦畔などの除草を行いましょう。	
	フェロモン剤を活用して、ハスモンヨトウの被害を低減しましょう。	
	生物農薬等 ^{※1} を活用して、ハスモンヨトウやヨトウムシ防除を適正に行いましょう。	
病虫害発生予察情報の確認	病虫害防除室等が発表する発生予察情報 ^{※2} を入手し、確認しましょう。	
作業日誌	各農作業の実施日、農薬を使用した場合の農薬の名称、使用時期、使用量等の栽培管理状況を作業日誌として記録しましょう。	

※1:環境保全型農業直接支払交付金事業の地域特認取組「総合的病虫害・雑草管理(IPM)と組み合わせた畦畔除草及び秋耕の実施」を実施する場合には、有機JAS認証で使用が認められているBT剤(例:ゼンターリ顆粒水和剤)等の有機農産物の日本農林規格に沿ったものに限る。

※2:発生予察情報URL

(<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/noushi/kankyo/boujiyo2020.html>)

福井県IPM実践指標モデル(白ネギ)

管理項目	管理ポイント	今年度の実施状況
圃場選定と圃場周辺の管理	土壌由来の病害が多発生した圃場での連作は避けましょう。	
	排水の悪い圃場での作付けは避け、水はけの良い圃場を選択し、排水対策を徹底しましょう。	
	病害虫の発生源を減らすため圃場周辺を含め除草を実施しましょう。	
	土壌診断に基づいた適切な施肥、pH矯正等の資材施用を行いましょう。	
健全苗の育成	消毒されている種子を使用しましょう。	
	セル育苗、ポット育苗に用いる培養土や資材は病害虫に汚染されていないものを用いましょう。	
	健全苗の育成のために、地域の栽培ごよみを参考に適正な播種量や施肥量を守り、過湿とならないよう適度なかん水を行いましょう。	
	育苗中に病害虫の発生が見られたら、早期に防除、除去を行いましょう。	
栽培期間中の病害虫・雑草の発生しにくい環境作り	白絹病やタネバエ等の被害を防ぐため、未熟な有機物は施用しないようにしましょう。	
	夏期(高温期)の追肥は行わないようにしましょう。	
	夏期(高温期)の土寄せは控えましょう。	
	通路(畝間)の中耕により、雑草発生を抑えましょう。	
	適用のある生物農薬や銅剤について、有効に活用しましょう。	
	薬剤抵抗性が確認されている農薬の使用は控えましょう。	
防除要否の判断	病害虫防除室が発表する発生予察情報を積極的に入手し、病害虫の発生状況を確認しましょう。	
	圃場での病害虫の発生状況や被害を把握するとともに気象予報等を考慮し防除の要否や防除時期を判断しましょう。病害虫の予防防除に努め、初発時に防除を徹底しましょう。	
収穫後残渣の処理	栽培終了後は適正に残さ処理を行いましょう。	
農薬の使用全般	農薬を使用する場合には作用機作の異なる農薬をローテーションで使用しましょう。	
	散布器具、タンク等の洗浄を3回行い、残液やタンクの洗浄水は適切に処理し、河川などに流入しないようにしましょう。	
農薬飛散対策	農薬散布を実施する場合には、適切な飛散防止措置を講じた上で使用しましょう。	
作業日誌	各農作業の実施日、病害虫・雑草の発生状況、農薬を使用した場合の農薬の名称、使用時期、使用量、散布方法等のIPMに係る栽培管理状況を作業日誌として記録しましょう。	
研修会等への参加	県や農業協同組合が開催するIPM研修会や防除研修会等に参加しましょう。	